

第1日目（6月2日）

○議 長（清塚武敏君） おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。ただいまから令和7年6月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、新潟日報社より写真撮影、録音の願いが出ていますので、これを許可します。

〔午前9時30分〕

○議 長 本日の会議は、議事日程（第1号）といたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号11番・塩川裕紀君及び議席番号13番・佐藤剛君の両名を指名いたします。

〔「11番、了承」「13番、了承」と叫ぶ者あり〕

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月2日から6月13日までの12日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月2日から6月13日までの12日間と決定いたしました。

○議 長 表彰伝達式の準備のため、暫時休憩といたします。

鈴木一君、塩谷寿雄君、桑原圭美君、小澤実君、黒滝松男君は前のフロア席に移動願います。

〔午前9時31分〕

○議 長 休憩を閉じ、これより表彰伝達式を行います。

〔午前9時32分〕

○議 長 この表彰は、全国市議会議長会表彰規定に基づき、表彰を受けるものです。被表彰者の氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長 被表彰者のお名前を朗読させていただきます。なお、敬称は省略させていただきます。

全国市議会議長会表彰規定に基づき、表彰を受けた者、一般表彰、在職15年以上表彰、鈴木一、塩谷寿雄、桑原圭美、小澤実、黒滝松男、以上の5名でございます。誠におめでとうございます。

〔拍手〕

これより、お名前を朗読した順に議長から表彰状をお渡しいただきます。それでは、清塚議長お願いいたします。初めに鈴木一議員、前のほうへお進みください。

○議 長 表彰状 南魚沼市 鈴木一殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第101回定期総会にあたり、本会表彰

規定によって表彰いたします。

令和7年5月2日、全国市議会議長会 会長 丸子善弘。

〔拍手〕

○議会事務局長 塩谷寿雄議員、前のほうへお進みください。

○議長 表彰状 南魚沼市 塩谷寿雄殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第101回定期総会にあたり、今回表彰規定によって表彰いたします。

令和7年5月2日、全国市議会議長会 会長 丸子善弘。

〔拍手〕

○議会事務局長 桑原圭美議員、前のほうへお進みください。

○議長 表彰状 南魚沼市 桑原圭美殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第101回定期総会にあたり、本会表彰規定によって表彰いたします。

令和7年5月2日、全国市議会議長会 会長 丸子善弘。

〔拍手〕

○議会事務局長 小澤実議員、前のほうへお進みください。

○議長 表彰状 南魚沼市 小澤実殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第101回定期総会にあたり、本会表彰規定によって表彰いたします。

令和7年5月2日、全国市議会議長会 会長 丸子善弘。

〔拍手〕

○議会事務局長 黒滝松男議員、前のほうへお進みください。

○議長 表彰状 南魚沼市 黒滝松男殿。あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので、第101回定期総会にあたり、本会表彰規定によって表彰いたします。

令和7年5月2日、全国市議会議長会 会長 丸子善弘。

〔拍手〕

○議会事務局長 被表彰者の皆様に改めて大きな拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

ありがとうございました。

○議長 長 ここで、市長から祝辞をいただきたいと思います。被表彰者はご起立願います。

○市長 本日ここに全国市議会議長会表彰を受けられました鈴木一議員、塩谷寿雄議員、桑原圭美議員、小澤実議員、黒滝松男議員に対しまして、市民とともに心からお祝い申し上げ、南魚沼市の発展にご尽力いただきましたことに、深く感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございます。

このたび表彰を受けられました皆様は、その円満なる人格と市政に対する熱意により、市民の厚い信頼を受けられ、長年にわたり議員として活躍をいただいております。それぞれの皆様の功績につきましては割愛させていただきますが、皆様は豊かな識見と卓越した手腕をもって議会の円滑な運営にも努められ、多大な貢献をされてまいりました。これまでの市政の健全なる発展のために、終始一貫して尽力賜りましたことに深く敬意を表する次第であります。

地方自治体においては、言わずもがな人口減少、また移住定住の促進、公共交通問題、様々な地域社会の課題はもとよりであります。医療のまちづくりや防災対策、DXの推進などの新たな課題にも取り組むことが求められており、自治体独自の取組がますます重要な時代となっています。地方自治の健全なる発展のため、地方議会が果たすべき使命もますます重大になってきていると思っております。表彰を受けられました皆様にあたっては、今後ともご自愛をいただき、南魚沼市の発展のためにさらなるお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

私も実は表彰を受けられた皆さんと同期で議会に出てまいりました。あれから15年以上がたっているということに、私も感慨深く思っておりますし、これまで一緒に進めたことも大変うれしく思っている次第であります。このたびの表彰を機に、皆様がますます発展されますことを心からお祈り申し上げ、また、ご家族の皆様にも、そしてそれぞれの支えていただいた方々にも併せてお礼を申し上げ、私からの祝辞とさせていただきます。

令和7年6月2日 南魚沼市長 林茂男。大変おめでとうございました。

○議長 それでは、被表彰者を代表いたしまして、黒滝松男君より謝辞をお願いいたします。

○黒滝松男君 皆さん、改めましておはようございます。貴重な時間を借りて表彰していただきまして、大変ありがとうございます。身に余る光栄でございます。

思い起こしますと、私たちは平成21年に当選して、議場に送り出させていただきました。本来ですと、先ほど話がありましたように林市長もここに加わって、6人が当選をさせていただいて一緒に議場に來たわけですが、市長はこういう立場ですからご理解を賜りたいと思います。

振り返りますと、平成十六、七年に南魚沼市が誕生し、そうして医療再編が行われました。林市長が当時の特別委員長でございます。それから平成21年に我々が選挙になって出てきて、その後、そのときには大原運動公園問題とそれから図書館の問題が非常に活発な議論の的でありました。議場というのはすごいのだと改めて感じたことを今思い出しております。その後は東日本大震災、それから福島新潟豪雨災害だとか、いろいろなこともありましたけれども、無事にここまで來られたのも林市長をはじめ、前の井口市長、それに我々も一緒になって取り組んできたたまものと考えておるところでございます。

何ができたかというとなにもないわけですがけれども、15年が過ぎました。任期はまだ10月までありますので、退任される方、また、今後も活躍していく方、いろいろあると思います

けども、南魚沼市の発展のために尽力していきたいというふうに考えております。

終わりになりますけれども、支えていただきました市民の皆様、そして林市長をはじめ、執行部の皆様、職員の皆様、本当にありがとうございました。

以上で謝辞とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議 長 なお、ただいま表彰を受けられました5名の皆様におかれましては、4月15日に行われました第100回北信越市議会議長会定期総会におきまして、同様の表彰を受けておりますので、ご報告申し上げます。

○議 長 以上で、表彰伝達式を終わります。

○議 長 片づけ及び被表彰者写真撮影のため、休憩といたします。休憩後の再開は10時05分といたします。

〔午前9時45分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前10時04分〕

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。
市長。

○市 長 それでは、令和7年6月議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日頃より市政にご尽力いただいておりますことに対して、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ここで、3月議会定例会以降の経過等につきまして、まずは報告を申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。保健関係につきましては、令和7年度の住民健診を4月24日の胃がん検診から開始をしたところです。また、4月14日に理容組合南魚支部の組合員の皆さんを対象に心の健康サポートを考える会を開催し、「地域でこころの健康づくり」と題しまして、公認心理師による講演をいただいたところであります。

健診施設等の建設事業について申し上げます。令和7年3月末から鉄骨の建て方工事に着手をして、建物の形状が分かる状態になったことから、5月1日から21日までを募集期間とし、新施設の名称募集を実施したところでありますけれども、健康増進を図るとともに、緊急時には防災拠点として市民から末長く親しまれる施設として、より多くの市民の皆さんから関心を持っていただきたいということから、6月末まで募集期間を延長しております。

加えまして、健診システムの選定も進めております。予約や問診等をインターネット上で行うことで利用者の利便性を高めるとともに、業務の効率化を図ることができるシステムを導入したいということで、今定例会において病院事業会計予算の補正予算案を提出しておりますのでお願いします。今後も市民の利便性向上を最優先とする方針に基づいて、人生100年時代における予防医療の重要性をアピールしてまいりたいと考えております。

病院事業について申し上げます。令和7年3月末で南魚沼市民病院長でありました加計先生が退職をされました。令和7年4月からは外山病院事業管理者が院長を兼任しております。また、新体制として、笠井医師が院長代行に就くとともに、健診、緩和ケア、消化器外科、精神科、腎臓内科に合計で5人の常勤医師を迎えまして、さらなる医療基盤の強化を図っているところであります。

市民からの要望が強い待ち時間の解消につきましては、令和7年3月末までに会計窓口のレイアウトを一部変更するとともに、診察の呼出し及びクレジットカードを利用した料金の後払いを可能とするスマートフォンアプリを導入することで利便性を高めているところであります。今後も、市民に愛される病院となるよう改革を進めてまいります。令和7年6月号の市報で特集を組んでおります。また、自分のコラムでも書かせてもらいました。ぜひ、これは市民が協力していただいて、待ち時間の解消を図っていきたいということですので、どうか皆さんからもいろいろな意味で周知に協力いただけるようにお願いします。

大和地域包括医療センターの移転の問題です。5月に医療対策実施本部会議を、また大和地域包括医療センター運営協議会を開催しました。市民の皆さんのご意見を伺いながら、庁内で移転先や医療のまちづくりの展開に関する検討を進めているところであります。

子育て支援関係については、国において策定したこども未来戦略、こども大綱や新潟県こども計画を勘案して、令和7年度から南魚沼市こども計画を策定するために必要な調査の準備を開始しております。また、公立保育園において楽しみながら積極的に体を動かして、今後の成長につなげることを目的に、令和7年度から専任保育士1人を配置しまして、5歳児を対象とした運動習慣アップ支援事業を開始したところであります。

次に、教育・文化であります。統合給食センターの建設事業については、工程変更により令和7年度に主要部分の建築工事を予定しております。また、今定例会に変更契約の議案を提出しております。令和8年4月の供用開始に向けて着実に事業を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

大和中学の改築事業については、基本設計業務が終盤となっております。土地の利用——これは配置の計画を含みます——などについて検討を進めているところであります。

部活動の地域移行について申し上げますと、3月に令和7年度南魚沼市中学校部活動及び認定地域クラブ活動計画を取りまとめ、公表しました。また、4月には中学校のPTA総会に出向き、地域移行の説明を丁寧に行ったところであります。

中学生高校生の海外派遣研修事業については、アメリカ合衆国へ派遣をする中学生12人及び高校生4人を決定しまして、2回の事前研修を実施しているところであります。これを進めてまいります。

文化振興については、全国重要無形文化財保持団体協議会——以前、私も会長を務めておりましたが——南魚沼・小千谷大会の11月開催に向けて、5月28日に南魚沼市長を会長とする実行委員会を設立しました。当市の越後上布をはじめ、全国各地の重要無形文化財をPRする絶好の機会と捉えておりまして、大会の成功に向けて取り組んでまいりますのでよろ

しく願います。

自転車を活用したまちづくりについて申し上げます。引き続き、湯沢町・南魚沼市・魚沼市、2市1町で連携した自転車活用推進協議会を中心として、雪国ゴールデンサイクルルート of ナショナルサイクルルートの指定に向けた取組を進めております。今後は、コース上の分岐部などに案内看板の整備を進めてまいります。ルートの周知活動として、3月28日でしたが、台湾の中華大学で開催された徳島大学サイクルツーリズム講座 in 新竹・台湾にオンラインで参加しまして、協議会の活動実績を発表いたしました。また、4月19日と20日には東京ビックサイトにおいて開催されました日本最大となるスポーツ自転車フェスティバルでありますサイクルモード東京に、新潟県と連携して出展をしたところであります。会場には2日間で延べ2万人を超える来場者があり、全国のサイクリストと自転車関係者に向けて周知を行えたものと考えております。

次に、環境共生であります。令和6年度における南魚沼市環境衛生センターのごみ量につきましては、全体として減少傾向が継続しているものの、家庭消費や観光需要をはじめとするごみ量の増加もありまして、減少幅は縮小しているという状況であります。

可燃ごみ処理施設については、延命化対策の効果により順調に稼働しておりますが、引き続き信頼性を念頭とした着実な予防保全に努めてまいります。

新ごみ処理施設整備について申し上げます。国の循環型社会形成推進交付金事業により、新施設の整備に向けた事業者選定等業務を令和6年度から令和8年度の継続事業で実施しています。さらに、令和7年度は建設予定敷地内の旧し尿処理施設及び環境衛生センターの管理事務所棟の地表面より上屋部分の解体工事を実施しているところです。また、解体工事で取壊しとなる管理事務所棟の移転工事も順調に現在進んでいるところでありますので、よろしく願います。

環境施策の取組につきましては、令和7年4月1日から当市はゼロカーボンシティ宣言を発表しました。それと合わせまして、市民・事業者による温室効果ガス削減に向けた取組を後押しするために、令和7年度をゼロカーボンシティ強化元年と位置づけまして、従来の補助金に加え新たに4つの補助金を創設したところです。また、取組を推進する財源を確保するため、国の地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画——これは重点対策加速化事業とされていますが——この本申請を行っているところであります。

雪資源活用事業については、昨年度設置しました本庁舎南分館の雪冷房設備を、令和7年度は冷房切替えの当初から稼働いたしました。現在稼働しています。この冷熱源として活用するため貯雪場の雪を成形しまして、民間企業と共同製作しました屋外の雪貯蔵用多層膜シート——少しややこしいですが、要するに4層保温シート、これは民間企業と研究開発を今南魚沼市は進めていまして単なるシートではないということです。これで覆うことで雪が解ける速度を遅らせ、どの程度の期間まで安定供給できるのか検証しているところであります。

また、大阪・関西万博に出展をする新潟県への雪の提供——これは新潟県から要請をされた場所、加えて南魚沼市のブース、2会場に出展します。加えまして、南魚沼市の雪の取組

に関心を持っていただいた企業などからも、活用に向けた相談の声が届き始めています。新しい動きとなってきています。これらをきっかけにさらなる雪国ブランディングの構築とPRを推進してまいりますので、よろしくお願いいたします。

次に、都市基盤であります。国の直轄道路事業については、国道17号六日町バイパスでは小栗山地区の改良工事、浦佐バイパスでは魚野川に架かる新浦佐大橋——これはまだ仮称ですけれども、新浦佐大橋の橋梁下部工事が順調に進められています。また、国道253号八箇峠道路では、関越自動車道との交差点におけるボックスカルバート工事が大変難工事と言われていますが、通行車両の安全確保に最大限配慮しながら進められているということでもあります。そのほか、国道17号では五十嵐入口交差点の改良、上一日市地域の歩道整備などの交通安全対策事業、また六日町電線共同溝などの無電柱化事業が進められておりますので、よろしくお願いいたします。

国の砂防事業について申し上げますと、水無川水系、三国川水系、高棚川水系、登川水系において砂防堰堤、また床固工などの土砂災害防止対策事業が予定されておりますのでよろしくお願いいたします。

新潟県事業につきましては、県道欠ノ上五日町線などの道路改築事業、また県道余川塩沢停車場線での街路事業、十二沢川などの河川改修事業が予定をされています。

南魚沼市の道路事業については、社会資本整備総合交付金と地方創生道整備推進交付金事業——これは令和7年度から新しい地方経済・生活環境創生交付金第2世代交付金に移行されていますけれども——これらによりまして道路改築、交通安全対策及び雪寒事業などを予定しております。また、国庫補助道路事業によりまして、橋梁長寿命化修繕などの道路メンテナンス事業や通学路緊急対策補助事業を予定しています。これらの事業全体の予算要望の額に対しまして、事業費では93%、11億8,678万円、国費では7億3,679万円の予算配分があったところであります。ご報告いたします。

公共交通政策については、大変な課題ではありますが、持続可能な公共交通体系の構築を進めるため、令和7年度から都市計画課に交通政策主幹を配置しました。現在、小高副市長の下、公共交通ネットワークの再編に向けた検討を、スピード感を持って進めておりますのでよろしくお願いいたします。

水道事業につきまして申し上げます。引き続き、高度浄水施設等整備補助事業により、城内地区の藤原配水池への紫外線処理施設の整備を進めてまいります。また、水道水を安定的に供給するため、配水管の布設替えを計画的に進めてまいります。

下水道事業について申し上げますと、社会資本整備総合交付金が、事業費で1億3,000万円、国費で6,500万円の配分にとどまりまして、要望額に対して47%とかつてない厳しい配分となっていますが、必要な雨水函渠情報のデジタル化やマンホール蓋の更新、また未普及対策などの事業を着実に進めてまいります。

次に、産業振興についてです。稲作について申し上げます。魚沼産コシヒカリは令和6年産米の食味ランキングにおいて、昨年度に引き続き県内で唯一となりましたが特Aの評価を

受けました。持続をしています。令和7年産についても、関係機関・団体と連携して、農業者等への情報提供を行うことで消費者の期待に応え続けられる米づくりと、南魚沼産コシヒカリのブランド管理の強化を進めてまいります。

令和7年度新たに実施した農業用機械整備支援事業について申し上げますと、非常に反響が大きく124人の方から申請をいただきました。補正予算と合わせて1億1,000万円の予算額のうち、補助金総額で1億520万円の交付を決定したところであります。現在、購入実績に基づき順次交付手続を進めているところであります。

商工業の振興については、市内事業者が雪室や雪冷熱供給設備などを導入する設備投資について、その一部を補助する新たな雪冷熱利活用施設等導入事業補助金、市内企業が国内において開催される展示会等に出展する際の費用の一部を補助しようという展示会等出展支援事業補助金、及び従業員の奨学金返還支援制度を設けている市内中小企業に対し、その一部を補助するはらたく若者奨学金返還支援事業補助金の3つの制度を令和7年度新たに制定しておりますので、よろしくお願いします。

観光振興については、南魚沼市の観光の方向性を示す観光戦略の9月策定を予定しております。戦略の基本理念を「ゼッピン雪国宣言」という名前に決定しまして、地域の観光に携わる様々な事業者・団体で構成されている観光戦略運営準備会、及び有識者による観光戦略策定委員会において検討を進めておりますので、よろしくお願いします。

道の駅再整備事業につきましては、これは大変うれしいニュースになりますけれども、道の駅は全国に1,230か所ありますが、この中で今いろいろな再整備が行われています。もう既に済んだところもありますけれども、大変熱を帯びています。この中で国が重点的に支援する「道の駅」第3ステージ応援パッケージ——これは本当に新しい制度です。ここに4月25日付で南魚沼市の道の駅が選定されました。全国10か所です。今後、国土交通省や関係省庁の伴走型支援を大きく受けながら、防災道の駅という機能も備えた再整備に向けて取り組んでまいります。大変大きな仕事となりますので、よろしくお願いいたします。

次に、行財政改革・市民参画であります。総合計画について申し上げます。第2次総合計画後期基本計画の計画期間が令和7年度をもって終了します。そのことから第3次総合計画の策定に向けて、今庁内に策定委員会と分野ごとに策定部会を設置して作業を進めています。第3次総合計画では、市の将来像として引き続き「自然・人・産業の和で築く安心のまち」を掲げる一方で、人口減少対策、少子高齢化社会への対応をあらゆる分野で政策的に進めるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体的に取り込んだ計画とする予定でいます。そのため、計画の基本構想を見直しまして、新たな施策体系を構築することを検討しております。現在、総合計画審議会及び、まち・ひと・しごと創生推進会議に計画の素案をお示ししまして、いただきました意見を整理しながら策定準備を進めているという段階でありますので、よろしくお願いします。

地域間交流の推進について申し上げます。地域おこし協力隊事業の新規隊員の募集に対しまして、5人の方々から応募がありました。前年度からの継続希望者5人とともに、4月1

日付で10人全員を隊員に委嘱しました。また、集落支援員として東地区地域づくり協議会に1人を継続配置しているところであります。

ふるさと納税推進事業について申し上げます。令和6年度分の寄附額が確定しまして、寄附件数は約18万3,000件、これは前年度比で106.1%。寄附額は約71億1,900万円、これは前年度比では124.3%となりました。いわゆる令和の米騒動によって、返礼品分のお米の在庫が底をつきかねないという状況になったことから、寄附額への影響を心配したところでありましたが、全国の皆様から前年度を上回る応援をいただいたところです。この場をお借りして心から御礼申し上げたいと思います。

なお、令和7年度分につきましては、6月1日現在の数字ですが、寄附件数で2万3,461件、寄附額で14億5,025万6,000円であります。前年度をはるかに上回っておりますのでご報告いたします。

今冬の令和6年度豪雪について、災害救助法の適用を受けた救助は、要援護者世帯等に対する除雪が176世帯、約1,612万円でした。災害救助法の対象となる空き家の除雪は3棟ありまして、約32万円でありました。

また、災害救助法の適用外となりますが、行政区に対し市が単独事業として実施をした除雪機械の借用補助では、10か所の行政区に約223万円の補助金を交付したところであります。豪雪災害の対応にあたり、行政区の皆さんが本当に協力をしていただきまして、共助の仕組みを発揮していただいた、ここに感謝を申し上げたいところであります。大変ありがとうございました。

特定空家等の対策についてです。略式代執行により進めていた六日町栄町地内の除却工事が、建物外壁にアスベストの含有が確認されたということや、降雪があったことにより繰越事業としていましたけれども、降雪が落ち着きました3月上旬から解体作業を進めました。4月22日に除却が完了したところであります。

一般会計及び特別会計については、5月31日をもって出納閉鎖となりましたので、現在、決算整理作業を進めているところです。繰越金の発生が見込まれますが、残額につきましては、額の確定を待って9月定例会の補正予算に計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今定例会に一般会計補正予算（第2号）を提出しましたのでお話しいたします。主な内容としては、歳出では、物価高騰対策として、令和6年度から令和7年度に本省繰越しを行っていた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、地元商店街と連携した生活支援事業を行うほか、障害者施設・高齢者施設への補助、また農業者団体への支援などを行います。そのほか総務費において、ふるさと納税の寄附額が順調に推移していることから、返礼品定期便に係る分を含めて、ふるさと納税返礼品等業務委託料を増額したところであります。

民生費では、前年度実施しました所得税及び市民税・県民税で実施される定額減税において、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方などに対して、不足

額の給付を行いたいと思います。

衛生費では、水道事業で実施する——先ほど申し上げた——城内地域の藤原配水池の高度浄水施設整備において、令和8年度事業分の一部が前倒しになったことにより、一般会計において負担すべき分について必要額を計上しています。

農業費では、林道小松沢線の舗装工事に係る経費を計上しました。

教育費では、中之島地域で新たに放課後子ども教室を設置するための経費を計上しています。

歳入では、定額減税の不足額給付に係る国庫補助金、また社会資本整備総合交付金の内示に基づく道路橋りょう費国庫補助金、また市債に、該当事業に対する充当可能額を計上したほか、繰入金では、財政調整基金からはふるさと納税推進事業の返礼品定期便分として先に積み立てた分から3億1,000万円を繰入れしたいものであります。これらの結果としまして、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりましたので、不足する財源の補填として計上しておりました財政調整基金繰入金を1億9,400万円減額したいものであります。

以上により、歳入歳出総額にそれぞれ27億9,983万2,000円を追加して、総額を454億4,983万2,000円としたいものであります。

結びといたします。令和6年12月末から空席となっておりました副市長職につきまして、議会の皆さんからご同意をいただき、令和7年4月1日から2人体制としました。南雲総括副市長には豊富な行政経験をもとに、市政全般の課題に取り組んでもらいます。また、小高特命副市長には、公共交通政策、また観光施策やまちづくりの分野に組織横断的に取り組んでいただきます。特に交通政策は市政の全般に係る課題となっておりますので、これまでの民間の経験や視点を生かしていただき、交通ネットワークを刷新していただくよう期待しているところであります。この新たな体制で山積する課題に立ち向かうべく、引き続き各種事業を進めてまいる所存であります。議員各位からも引き続き格段のご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、6月定例会への所信表明といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長 長 以上で、所信表明及び行政報告を終わります。

○議長 長 日程第5、報告第4号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査の結果についてご報告いたします。

期日は令和7年5月23日、委員の出席状況は7名全員出席、正副議長からも出席いただきました。調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、令和7年6月南魚沼市議会定例会の付議事件の概要について、会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

そのほか、継続調査でありました無党派議員の取扱いについては、引き続き継続調査といたしました。また、傍聴規則の見直しにつきましては、全国市議会議長会から案が出されておりますので、それを基に協議し、整い次第、皆様にお示ししたいということになりました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 総務文教委員長・鈴木一君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○鈴木総務文教委員長 それでは、総務文教委員会の調査報告をいたします。

調査事項につきましては、1番、学童保育クラブの現状と課題について。2番、子ども・若者相談支援センターの現状と校内教育支援センター設置について。3番、ふるさと納税についてです。

調査の状況、期日は令和7年4月21日、委員全員出席、議長からも出席をいただきました。調査の内容、執行部の出席を求め、事務調査を行いました。最初に学童保育クラブの現状と課題についてです。教育部長からの説明の後、質疑に入りました。質疑は、待機児童の解消をどのように考えているか。現在、通年で1人の待機があり、長期については多くの待機がある。今学校に勤務している学校支援員は、夏休みや冬休みで業務がなくなるので、学童クラブの支援員として一時的に入ってもらうことで、学童クラブのマンパワーを拡充し、子供たちを受け入れている。安全な形で受け入れることが大前提なので、その体制が整わないまま受け入れることはできない。待機となっている児童、保護者には誠意を持って取り組んでいかなければならないというような質疑がありました。資料につきましては19ページから22ページであります。

2番目、子ども・若者相談支援センターの現状と校内教育支援センター設置について、これも執行部からの説明を受け、質疑に入りました。質疑の一部ですが、子ども支援の来所活動であるが、来所する児童生徒には1日門戸を開いて、いつでも自分の望む時間に来られるようにしないと不登校対策にはならないと思う。来所活動はどのような形で行われているのか。答えは、午前の活動は1限当たり50分で、3限の時間を設けて活動している。午後の活動は午後1時30分から午前と同様に1限当たり90分を目安としている。活動内容であるが、学習、スポーツ、散策などの様々な活動を行っている。水曜日の午後は職員会議、ケース会議の時間としているというような質疑がありました。資料は23ページから40ページであります。

続きまして、ふるさと納税についてであります。これも執行部から説明の後、質疑をいたしました。質疑の一つとして、ふるさと納税返礼品の米が不足し、申込みを断っている状況

もあるようだが、需要と供給の見通しはできているのかという問いに、既に令和6年産米の在庫は全くないという状況である。4月から令和7年産米の予約ということで、ふるさと納税の受付を開始したが、非常に引き合いが強く、ウェブサイトに掲載されるとすぐ申込みで埋まってしまうといった状況である。このような状況はほかの産地も同様である。これについても市場の動向を見て、きちんと管理していきたいというような質疑がありました。資料につきましては41ページからです。

以上です。

○議長 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 産業建設委員長・永井拓三君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○永井産業建設委員長 それでは、産業建設委員会の報告を申し上げます。

調査事項に関しては、スキー場の入込状況及び観光の現状について。期日は令和7年4月16日水曜日。委員の出席状況は6名全員が出席でございました。議長からも出席をいただきました。執行部からは産業振興部長及び商工観光課長から出席を求めて、事務調査を行いました。

スキー場の入込状況及び観光の現状についてですが、トピックを申し上げますと、まず平成21年度からの入込状況の内容を確認し、これまでの傾向を把握したということでした。特に新型コロナウイルスの流行の関係や、あとは近年の少雪から入込状況の変動が激しいということの報告を受けました。そのほか、スキー場の入り込みが75万人程度に落ち込んでいて、危機的な状況にあるというような報告を受けております。ただ、令和6年度のシーズンにしましては、令和5年度に比べて10万人ほど増えているというようなことも報告を受けており、これに関しては今後調査をしていくことによって、その理由が分かっていくのではないかというふうに感じております。

また、この5年間で10か所あったスキー場のうち、3か所が休止もしくは廃業ということ報告を受けており、スキー場を取り巻く環境は実に厳しいものであるというような報告でございました。また、観光客に向けてアンケート調査を行い、その結果の説明をしていただきましたが、観光客はインバウンドも含めて増えており、状況としては上向きになっているところもあるけれども、施設が段々老朽化しており、その再投資にかかる費用だったり今後考えていくと、観光事業者の間には差が広がっているというような報告を受けました。

アンケートの内容にしましては、速報値ではあるのですが、まず目的ということで、その属性が調査された内容を説明されました。そのほか、居住地はどこであるのかということ、あと観光目的はどのような目的であるのか。ウインターシーズンがどれぐらいで、

グリーンシーズンがどれぐらいというようなことでございました。観光行動に関しましては、宿泊日数、来訪目的、消費行動、あとは満足度、その辺りを中心にアンケートを行った結果の報告を受けました。それに対して委員からは、幾つかの質問がありまして、その質問を幾つか紹介いたしますが、観光協会との関わり方はどのように進めていくのかということに対して、観光戦略策定後に様々な部会を設けて、観光協会や各業者と共に、事細かに実現できるような体制で誘客を進めていくという答弁がありました。

そのほか、修学旅行の数は増えているのかということに関しまして、小中学生、高校生、大学生というところの来訪はあるのだけでも、実際には把握できていないというところ、またはグリーンシーズンに関してはどうかということに関しまして、グリーンシーズンは観光協会グリーンツーリズムの関係から、セカンドスクールも含めて1万5,000人の受入れがされているというような答えがありました。

スキー場の入込状況に関しては、100%を下回っているといったところには、どういった影響が出ているのかということに関しまして、コロナ禍の前に戻りつつあるというところが答えとしてはあるのですけれども、特徴的だったのは二次交通の影響が出ているということが言われているという答弁がありました。

そのほか、建設部長、建設課長から今季の除雪の費用についての報告、建設部長、都市計画課長から南魚沼市景観計画についての報告、上下水道部長、下水道課長から南魚沼市下水道事業経営戦略の改定についての報告がありました。

以上でございます。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・目黒哲也君の報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 それでは、社会厚生委員会の報告をさせていただきます。期日は令和7年4月17日木曜日、委員の出席は6名でございました。議長からも出席をいただきました。調査内容につきましては、執行部の出席を求め、調査を行いました。今回の調査項目は2項目でございます。配付資料に基づき要点をご報告いたします。

まず、調査事項1、介護施設大規模改修緊急5か年事業についてでございます。社会福祉法人南魚沼福祉会の特別養護老人ホームみなみ園の現地調査も含めて行いました。この事業での改修は、特別養護老人ホームみなみ園で建物・設備の老朽化の中で最も程度が大きく、喫緊の課題であり緊迫感を持っていた2皆食堂と廊下、そして居室の空調設備の整備を実施いたしました。改修期間は令和6年7月1日に着手し10月31日に完了、工事日数は123日でございました。事業費は3,423万2,000円、そのうち補助金が3,359万6,000円で、自己

資金は 63 万 6,000 円でした。

この改修によって、改修完了後の令和 6 年 11 月から令和 7 年 3 月の 5 か月間の光熱費を前年と比較しますと、空調の燃料が灯油から電気変わったため電気料は上がりましたが、灯油の消費量が減り、トータルすると 123 万 570 円の経費節減となり導入効果が見られました。また、入居者は快適に過ごせて生活の質の向上につながっており、職員からも好評の声が上がっているということでございます。しかしながら、特別養護老人ホームみなみ園は昭和 63 年 4 月 1 日の開設であり、建物や設備の老朽化対策は大きな課題ではございます。ショートステイ施設の改修の要望もございましたが、今回の事業の補助対象外のため除外となりました。

以上、執行部からの説明の後に質疑に入りました。今後の施設計画はの質疑に対しまして、特別養護老人ホームみなみ園と同様に特別養護老人ホームまいこ園も古くなっていることから、10 年後をめどに両園を合築する計画であるとの答弁がございました。その他の質疑や内容については資料に掲載されておりますのでご覧ください。

続いて、調査事項 2、上町小規模保育園の運営状況についてでございます。上町小規模保育園の現地調査をした後、執行部からの説明を受けました。市では出生数の減少や園児数の減少、加えて保育ニーズを踏まえて、適正な保育環境の維持、また、市内の保育園全体の施設整備等の方針などにより、上町小規模保育園の設置について、令和 6 年 12 月定例会において条例を制定いたしました。加えて、保育園の施設整備等については、公共施設等総合管理計画を基に、統合に向けた取組も複数進めていく指針でございます。

上町小規模保育園は令和 7 年 4 月 1 日から運営を開始し、運営体制の小規模保育園事業は市町村の許可事業であり、地域保育事業の一つという位置づけになっております。利用定員 19 人以下で、原則ゼロ歳児から 2 歳児が対象になっております。例外的に地域の事情で、市長村長が特に必要と認めた場合には、3 歳児から 5 歳児も対象にすることができると、今回兄弟で別々の保育園の通園には支障がある人もおりましたので、3 歳児以上についても入園を可能としております。

施設分類は小規模保育園 A 型を選択したため、有資格の保育士を各クラスに配置することになり、現在上町小規模保育園は保育士を 6 人配置し、令和 7 年度末までの園児の受入れ体制が取れている状況でございます。給食の提供については、基本的に自園調理であります。連携施設からの搬入も可能となっていることから、南魚沼保健所の指導を受け、給食を外部から搬入している状況でございます。

以上、執行部からの説明の後に質疑に入りました。今後の小規模保育園の方向性はの質疑に対しまして、現時点で今の形で小規模保育園を続けていくかは決められることではないが、ニーズに応じて施設の在り方を検討する必要がある。加えて、よりよい保育のために市内の保育園全体の施設統合や、子育ての強化について現在研究をしているという答弁がございました。その他の質疑や内容については資料に掲載されておりますのでご覧ください。

その他としまして、令和 6 年度地下水等の状況について資料配付がございました。

以上で、社会厚生委員会の報告を終わります。

○議長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 議会改革特別委員長・小澤実君の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○小澤議会改革特別委員長 それでは、議会改革特別委員会の調査報告をいたします。

本委員会に付託された事件について調査の結果を下記のとおり、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。1、調査事件、議会改革に関する諸課題について調査、検討です。

1 ページをご覧ください。2、調査の経過、内容、令和 4 年 2 月 28 日に委員会を 6 名で構成いたしまして、調査期間を令和 5 年 3 月 31 日までとして設置されました。そして令和 5 年 3 月 22 日には調査期間を変更し、調査を終了するまでといたしました。

調査項目は協議の結果、議会基本条例の制定とタブレットの導入の 2 項目とすることを決定し、委員 6 名のほかに正副議長に出席を求め、検討を重ねてまいりました。

基本条例については、先進自治体の条例を参考に策定することを決定し、会派等への意見照会を重ね、条例案をつくり、令和 6 年 12 月 9 日定例会で議員発議を行い、全会一致で可決されております。令和 7 年 1 月 1 日施行となっておるところでございます。

また、タブレットについては、早期導入を目標としていましたが、予算の確保ができなかったため、令和 7 年度予算を確保し、令和 7 年度中には導入予定であります。

続きまして 3 ページをご覧ください。3 の議会改革に関する提言提案であります。令和 7 年 1 月 1 日施行の南魚沼市議会基本条例の実効性と、その目的を踏まえてさらに市民に開かれた議会、活発な議会活動推進のために、議会改革特別委員会として、以下（1）の基本条例に関することから、4 ページの（11）その他までの提言提案を報告いたします。議会改革が継続することを望むものであります。

続きまして、4 ページ、4 のタブレットの導入と今後の展開であります。デジタル化を含めた議会の効率化とペーパーレスによる環境負荷軽減を目的に、タブレット導入をするものである。議会改革特別委員会としては、タブレットに搭載するペーパーレス会議システムは、サイドボックスを望むということになりました。また、議会活動や議員活動において有効かつ効率的に活用するためには、様々な環境の整備が必要であると思っております。以下、

（1）の検討状況、そして（2）の導入機材、（3）導入のスケジュール、令和 7 年 12 月定例会より運用を開始したいというものであります。改選後に使えるようにしていきたいという方向であります。それから（4）の今後の展開としては、いろいろな機能については、それぞれまた検討をしていく中で、それらを導入していくという結果になっております。

本委員会も令和 4 年 2 月から令和 7 年 5 月 16 日まで開催されましたが、3 年 4 か月余りの

会、37 回という会議の中で、付託された案件はこの報告を持って調査を終了といたします。
今後は会派代表者会議等で協議いただければと思っております。

以上、委員長報告といたします。

○議 長 議会改革特別委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、報告第4号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 日程第6、第8号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第8号報告についてご説明申し上げます。南魚沼市一般会計継続費の令和6年度年割額のうち、支出の終わらなかった残額につきまして、令和7年度に逓次繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令の規定により継続費繰越計算書を調製し、報告をするものです。

3ページの継続費繰越計算書をご覧ください。今回、令和7年度に逓次繰越しをした継続費は3事業で、繰越額の合計は23億9,849万8,000円です。

内訳は、表の1段目、4款1項保健衛生費の健診施設等建設事業は、令和6年度当初予算、及び令和6年度補正予算（第9号）で、2年間の継続費として議決をいただいたもので、令和6年度の予算現額は計の欄のとおり、14億4,188万円、そのうち、翌年度逓次繰越額の欄の記載のとおり、7億4,558万7,000円を翌年度への逓次繰越額とするものです。

表の2段目、4款3項清掃費の広域ごみ処理施設建設事業は、令和5年度当初予算、及び令和5年度補正予算（第9号）で、4年間の継続費として議決をいただいたもので、令和6年度の予算現額は、前年度逓次繰越額を含めて3,008万7,000円、そのうち、95万3,000円を翌年度への逓次繰越額とするものです。

表の3段目、10款6項保健体育費の統合給食センター建設事業は、令和5年度当初予算、

及び令和6年度補正予算（第9号）で、3年間の継続費として議決をいただいたもので、令和6年度の予算現額は、前年度繰越額を含め20億7,522万6,000円。そのうち、16億5,195万8,000円を翌年度への繰越額とするものです。

以上で、第8号報告の説明を終わります。

○議長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 以上で、第8号報告 継続費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議長 長 日程第7、第9号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第9号報告についてご説明申し上げます。令和6年度の一般会計の繰越明許費につきましては、令和6年9月定例会における補正予算第2号、令和6年12月定例会における補正予算第4号、本年3月定例会における補正予算第9号での議決、及び先般の令和7年第2回臨時会での最終専決として報告いたしました補正予算第10号でご承認をいただいた、それぞれの事業につきまして、令和7年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令の規定により、繰越計算書を調製し、報告をするものです。

別紙3ページから5ページが繰越しの計算書、6ページから8ページは報告資料で、事業内容の説明となります。3ページをお願いいたします。表の一番上の左から、款、項、事業名、次の金額は繰越予定額、次の翌年度繰越額が実際に繰越しをした額となります。その右側は財源内訳です。

上から2款総務費は2事業、3款民生費は2事業で、表の3段目となりますが、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、事業進捗によりまして9万円の減です。

4款衛生費は5事業で、表の下から3段目、広域ごみ処理施設建設事業費は、工事内容の見直しと、入札の請差などにより、8,554万円の減です。

6款農林水産業費は、4ページにかけて3事業、4ページの表の1段目、県営事業負担金は、負担額の確定による減。

7款商工費は2事業で、表の3段目、田園都市構想施設整備事業費は、事業の進捗により675万円の減。

8款土木費は5事業で、表の4段目、道路橋りょう維持補修事業費は入札の請差により、1,288万円の減。2つ下の道路新設改良事業費は事業の進捗により、241万円の減。

9款消防費は1事業。10款教育費は2事業。

11款災害復旧費は、4ページから5ページにかけて2事業で、4ページの最後、農林施設

災害復旧費（単独）は事業の進捗により、41 万円の減。

以上の 24 件は、事業の年度内完了が困難であることから、繰越しの議決を受けたもので、繰越額の合計は、5 ページの表の一番下、合計欄の中ほどにあるとおり、22 億 7,299 万 3,000 円でございます。

以上で、第 9 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 9 号報告 繰越明許費繰越計算書について（南魚沼市一般会計）を終わります。

○議 長 日程第 8、第 10 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第 10 号報告 予算繰越報告についてご説明申し上げます。

令和 6 年度水道事業会計予算に定めた建設改良費のうち、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、予算の繰越しを行いましたので、同条第 3 項に基づきご報告するものです。

3 ページの予算繰越計算書をご覧ください。令和 6 年度予算に定めた建設改良費のうち、支払い義務の生じなかった新設改良費 3 億 3,994 万 8,000 円を繰越したもので、財源内訳及び繰越し理由は記載のとおりであります。

4 ページの資料をご覧ください。繰越しとなる工事委託の概要です。舞子減圧槽築造工事は、現在取り組んでいる地域別水源方式に向けた塩沢地域中之島地区の排水施設。上の原排水地電力ケーブル更新工事は、既設電力ケーブルの劣化による電力低下の解消。広堀川水管橋添架工事は、水管橋経年による架け替え。ほかは舞子減圧槽工事の施工管理業務委託、人工衛星を使った漏水リスク評価業務委託など繰越しになります。

以上、第 10 号報告の説明となります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 10 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市水道事業会計）を終わります。

○議 長 日程第 9、第 11 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長 第 11 号報告 予算繰越報告についてご説明申し上げます。

令和 6 年度南魚沼市病院事業会計予算、資本的支出の建設改良費の一部につきまして、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、令和 7 年度に繰越しを行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき報告するものでございます。

3 ページをご覧ください。こちらが南魚沼市病院事業会計予算繰越計算書となっております。事業名は建設工事費でございます。説明欄に記載のとおり、市民病院病室増改築工事におきまして、医療法及び建築基準法の協議に想定以上の時間を要したことから繰り越したものでございます。予算計上額 2 億 5,927 万円のうち、支払い義務発生額と不用額を除く 5,955 万 2,000 円を翌年度に繰り越しております。財源の内訳等につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして 4 ページをご覧ください。資料でございます。事業名は建設工事費で、その内容は南魚沼市民病院病室増改築工事で、8 床増床を行う工事内容となっております。

説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 内容は分かりました。8 床増床の工事だということでありましてけれども、3 ページに書いてあります説明欄で、医療法及び建築基準法の協議が想定以上に時間がかかったということですが、令和 7 年度ももう 6 月ですので、決着がついて結果が出ていると思うのですが、どういうふうなところで協議が滞って、そしてまたどういう形で決着がついて、今どうなっているのか。今後これから出てきます第 63 号議案との関連もありますので、そこら辺の経過といいますか、状況を教えていただきたい。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 この 8 床増床は、非常に限られた敷地の既存の病棟の中でやるという難しい状況で、やろうとしているところはデイルームといって、2 病棟と 3 病棟の間のデイルームを一部縮めてやろうとするのですけれども、当初はそれでやれるだろうと思ったのですけれども、排煙——火事が起こったときの煙の逃がし方のことが非常に難しく、事細かく図面がないので説明できませんけれども、それをうまく他の場所からのルートでやるために、非常に専門的な建築主事との協議であるとか、やれる業者の可能性であるとか、それを許可する県の対応であるとか、非常に手間取りました。

結果的に、今の構造の中で工夫することによって、建築基準法、消防法等の法令をクリアできることになりましたので、急ぎ、設計監理の契約も結びつつ、工事も 5 月 29 日は外から搬入するやぐらを造りまして、5 月 30 日からもう工事を開始しております。そういうことでめどがつきまして、8 月のお盆明けには工事が完了するということまでできました。新たに病棟を造るのであれば逆にもっと簡単なのですが、今ある既存の病棟の中のやりくりを、今申し上げましたような法令をクリアするところで、県、建築主事、あるいは業者との

間の中でいろいろ協議してまいりまして、前半に非常に思ったより時間がかかったということでございます。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 状況は分かりました。もう一点だけ、今消防関係の説明があったのですが、少し気になるところは、なかなか無理をしながらの増改築ということで、大変だったと思うのです。そういうふうな経過の中で、医療法上の患者さんの安全対策です——ベッドを増やしたわけですから、そこら辺の確認も当然しながら進めていると思うのですが、そこら辺の状況だけ教えていただきたい。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 私どもとしては患者さんの安全安心が第一でありまして、工事の施工も簡単な競争入札であると——実際に入院している患者さんを治療しながら、酸素のダクトであるとかいろいろな騒音であるとか、あるいはそういった構造に熟知していないと、間違えたでは済まないものですから、そういったことで、業者名は今申し上げませんが、そういった過去に経験のある、構造に熟知した業者と随意契約を結ぶといった形で、そのところはきちんとやっております。

今難しいようなことを言いましたけれども、ちょっとした工夫で煙のルートを誘導できるというふうな少し難しい感じなのですが、構造上、手品を使うような形での構造改築ではございませんので、その辺は問題ないと思っておりますし、今申し上げましたような南魚沼市民病院の構造を熟知している業者に任せようというふうに考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 11 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市病院事業会計）を終わります。

○議 長 日程第 10、第 12 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市下水道事業会計）を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第 12 号報告 予算繰越報告についてご説明申し上げます。

令和 6 年度下水道事業会計予算に定めた建設改良費のうち、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、予算の繰越しを行いましたので、同条第 3 項に基づきご報告するものです。

3 ページの予算繰越計算書をご覧ください。令和 6 年度予算に定めた建設改良費のうち、支払い義務の生じなかった管渠建設改良費 9,730 万円を翌年度に繰越ししたもので、財源内訳及び繰越理由は、記載のとおりであります。

4 ページの資料をご覧ください。繰越しとなる工事・委託の概要ですが、マンホールポンプ設備更新工事は、市内 2 か所のマンホールポンプ更新。汚水管渠布設工事は、八箇峠道路

事業に関連する污水管渠移設及び浦佐地区の管渠布設。下水道計画策定業務委託は、公共下水道の全体計画修正及び五箇処理区再構築基本方針策定の業務委託が繰越しとなります。

以上、第 12 号報告の説明となります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 12 号報告 予算繰越報告について（南魚沼市下水道事業会計）を終わります。

○議 長 日程第 11、第 52 号議案 令和 7 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 52 号議案 令和 7 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

主な内容としましては、歳出では、物価高騰対策として、令和 6 年度から令和 7 年度に本省繰越を行った物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、地元商店街と連携した生活支援事業を行うほか、障害者施設、また高齢者施設への補助、加えまして農業者団体への支援などを行います。

このほか、総務費において、令和 7 年度もふるさと納税が順調に推移しているということから、返礼品定期便分に係る分を含めて、ふるさと納税返礼品等業務委託料を増額しております。また、大学生等の滞在施設として活用するために、市内の未活用施設及び空き家を改修するための経費を計上しました。

民生費では、前年度実施をしました、所得税及び市民税・県民税の定額減税において、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じている方に対して、不足額の給付を行います。

衛生費では、水道事業で実施をする城内地域藤原配水池の高度浄水施設の整備において、令和 8 年度事業分の一部が前倒しになったことから、一般会計において負担すべき分について、必要額を計上しています。

農業費では、林道宮野下線の改良に向けた測量設計業務委託、及び林道小松沢線の舗装工事に係る経費を計上しています。

教育費では、中之島地域で新たに放課後子ども教室を設置するための経費を計上しております。

歳入で申し上げますと、定額減税の不足額給付に係る国庫補助金、また社会資本整備総合交付金の内示に基づきまして、道路橋りょう費国庫補助金、市債に該当事業に対する充当可能額を計上したほか、繰入金では、財政調整基金からは、ふるさと納税推進事業の返礼品定

期便分として、先に積み立てた分から3億1,000万円を繰入れたものであります。

これらの結果としまして、歳入総額が歳出総額を上回る見込みとなりました。そこで不足する財源の補填として計上しておりました財政調整基金繰入金を1億9,400万円減額しております。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ27億9,983万2,000円を追加し、総額を454億4,983万2,000円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、決定を賜りますようお願いするところであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第52号議案についてご説明申し上げます。最初に歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書でご説明いたしますので12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入となります。最初の表、12款1項分担金、1目農林水産業費分担金。説明欄の林道整備事業分担金は、林道宮野下線の測量設計業務、及び林道小松沢線の舗装工事に係る地元分担金です。

表の2段目、3目災害復旧費分担金。説明欄の農地、農業用施設災害復旧事業分担金は、能登半島地震で被災した農地及び農業用施設における災害復旧工事における地元分担金です。

2番目の表、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。説明欄1行目の地域少子化対策重点推進交付金は、湯沢町、魚沼市と共に行う婚活支援事業に係るもので、魚沼地域定住自立圏事業として取り組むことにより補助率が変更となり、増額分を計上したものです。歳出の事業費の補正はございません。2行目、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、3億5,909万円のうち、2億4,850万円につきましては、令和6年度に行われた定額減税の不足額の給付分でございます。昨年度の定額減税の恩恵が十分でなかった方を対象に、その不足額を給付するものです。事務費を含めて2億4,850万円となります。残りのおよそ1億1,059万円は、令和6年度に配分された物価高騰対策の交付金で、令和7年度事業に充当するものでございます。事業内容につきましては歳出でご説明いたします。

表の2段目、3目衛生費国庫補助金。説明欄1行目の感染症予防事業費国庫補助金は、住民健診におけるHPV単独検査法の導入に関連するマイナンバー連携への対応に係るもので、総合行政システム事業費の既決予算内で実施をいたしますため、歳入の補正のみとなります。2行目の出産・子育て応援交付金事業国庫補助金は、令和7年3月31日までに生まれた子供の養育者に対し、子供1人につき5万円を支給する事業に係るもので、対象人数が確定したことにより当初予算との差額を計上するものでございます。3行目の地域診療情報連携推進費補助金は、子ども医療費のシステム改修に対して国の内示による追加をするもので、歳出の補正はございません。

表の3段目、6目土木費国庫補助金と、4段目の8目教育費国庫補助金は、いずれも国の

当初予算内示に基づき増減するものでございます。

3 番目の表、14 款 3 項委託金、1 目総務費委託金。説明欄のふるさとミライカレッジモデル事業委託金は、総務省の新規モデル実証事業として、市内にある未活用施設や空き家を改修し、学生などの滞在施設として活用するためのもので、定額 1,000 万円で事業費の 10 分の 10 が対象となったものでございます。

最後の表、15 款 1 項県負担金、4 目衛生費県負担金。説明欄の予防接種事故対策費負担金（3／4）は、HPV ワクチンに係るもので、令和 7 年度当初に支払った給付金分への補助でございます。

14、15 ページをお願いいたします。最初の表、15 款 2 項県補助金、3 目衛生費県補助金。説明欄の出産・子育て応援交付金事業県補助金は、国庫補助金と同様に、令和 7 年 3 月 31 日までに生まれた子供の養育者に子供 1 人につき 5 万円を支給する事業に係るもので、対象人数確定により当初予算との差額を計上するものでございます。

表の 2 段目、4 目農林水産業費補助金。説明欄の環境保全型農業直接支払交付金は、事業を行う団体が追加となるため増額するものです。

表の 3 段目、5 目商工費県補助金。説明欄の消費者行政活性化事業県補助金は、消費生活センターのパソコン整備更新に係るものでございます。

表の 4 段目、7 目教育費県補助金。説明欄の新潟県放課後児童クラブ等支援交付金は、中之島地域で新たに放課後児童クラブを開設するためのものでございます。

2 番目の表、15 款 3 項委託金、1 目総務費委託金は、学校基本調査交付金の額の確定によるものです。

3 番目の表、17 款 1 項寄附金、1 目一般寄附金。1 節一般寄附金は、記載の団体からの寄附でございます。2 節ふるさと納税寄附金は、今後の寄附額の推移を見込み増額するもので、1 つ下の表の基金繰入金の財政調整基金繰入金（返礼品定期便分）の 3 億 1,000 万円と合わせまして 23 億 1,000 万円が、歳出のふるさと納税の事業費の増額分と同額となるように計上したものでございます。

4 番目の表、18 款 2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金。説明欄、1 行目の財政調整基金繰入金は、歳入歳出差額の調整として減額するもの。2 行目の財政調整基金繰入金（返礼品定期便分）は、令和 6 年度の寄附金額の確定により、令和 7 年度に執行する返礼品定期便分の経費も確定したことから、当初予算との差額を計上するもの。

表の 2 段目、4 目国際交流及び文化・スポーツ基金繰入金は、海外派遣事業の事業費の増額に伴うものです。

表の 3 段目、7 目ふるさと応援活用基金繰入金は、事業内容の精査や事業の追加に伴う財源内訳の変更などによるものです。

表の 4 段目、8 目人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金繰入金は、対象事業の事業費の増額によるものです。

16 ページ、17 ページをお願いいたします。最初の表、20 款 5 項 2 目雑入。1 節雑入（総

務)、説明欄の婚活支援事業負担金は、定住自立圏事業として行う婚活支援事業に対する事業費として湯沢町、魚沼市から負担金をいただくものです。

5 節雑入(農林水産業)、説明欄の南魚沼郡防疫豚舎運営組合残余財産分配金は、組合の解散によるものです。

6 節雑入(商工)、説明欄の本気井キャンペーン参加負担金は、参加店舗からの負担金です。

2 つ目の表、21 款 1 項市債、表の 1 段目、2 目衛生債。説明欄の上水道事業一般会計出資事業債は、藤原配水池の整備に係る水道事業への出資金で、令和 8 年度予定事業の一部を令和 7 年度に前倒しをして行うことに伴うものです。

表の 2 段目、3 目農林水産業債。説明欄の緊急自然災害防止対策事業債は、林道宮野下線の測量設計業務委託と林道小松沢線の舗装工事に係るものです。

表の 3 段目、5 目消防債。説明欄の緊急防災・減災事業債は、市民会館の中央監視盤改修工事の増額と、上田農村環境改善センター空調設備新設工事に係るものです。

表の 4 段目、6 目教育債。説明欄の学校教育施設等整備事業債は、北辰小学校の大規模改修に係る国の補助内示の減額により、財源を組み替えるものでございます。

表の 5 段目、8 目災害復旧債。説明欄の農林施設災害復旧事業債は、能登半島地震を起因とした災害復旧工事に係るものです。

以上が、歳入の主な内容となります。

続きまして 18、19 ページ、歳出をお願いいたします。最初の表、2 款総務費、1 項総務管理費、表の 1 段目、1 目一般管理費。説明欄 2 の行政共通事務費、1 行目、顧問弁護士報酬は、この冬の豪雪時に倒壊の危険があった建物を緊急的に市が解体した費用につきまして、建物所有者へ請求交渉を専門的な見地から依頼したため増額するものです。2 行目、消耗品費は、副市長 2 人分の防災服の購入に係るものです。

3 の行政区事業費は、集落の集会所整備に係る補助金で、令和 7 年度から補助内容を拡充したことによる事業計画の変更や、物価上昇の影響により増額するものです。

表の 2 段目、3 目電算対策事業費は、国庫補助金の増などによる財源内訳の変更です。

表の 3 段目、7 目企画費。説明欄 1 の企画一般経費、1 行目、特別顧問報酬及び、2 行目の費用弁償は、小高副市長の就任により不用となったため皆減するものです。3 行目、手数料は、米っこカードの行政ポイント発行用端末の S I Mカード登録料でございます。

8 の地域活動支援事業費は、市内にある未活用施設及び空き家を改修し、大学生などの滞在施設として活用するためのもので、国費のモデル実証事業を委託するものです。対象はエバーグリーンと、通称五郎丸亭と呼ばれている空き家となります。国から全国 15 か所のモデル実証事業に採択されたものです。1,000 万円が国費の 10 分の 10。残りの 200 万円は単独費で、首都圏などの大学と継続的に連携し、地域での活動や実習の受入れなど、関係人口の増加を図るための経費となります。

15 のふるさと納税推進事業費は、令和 6 年度の寄附額確定に伴い、令和 7 年度に執行する返礼品定期便分についても額が確定したこと、加えまして、今後、寄附金の伸びが見込まれ

ることから、説明欄記載の手数料、委託料を増額するもので、歳入と同額を計上するものでございます。

19の企画補助・負担金事業は、令和6年度のふるさと納税の確定により、国際大学から補助金の交付申請があったもので皆増です。

表の4段目、8目地域開発センター及び公会堂費。説明欄1の地域開発センター費は、城内地域開発センターの駐車場の舗装の損傷が激しいため、全面的に修繕工事を行うものです。

2の公会堂費は、うるおいの里みようで雨漏りがあることから、箇所を特定するための調査と応急修繕を行うもの。また、同じくうるおいの里みようにおいて、消雪用井戸がこの冬の豪雪時に不具合を生じたことから、ポンプの交換を行うものです。

次の表、2款2項徴税費、2目賦課徴収費。説明欄1の賦課徴収一般経費は、確定申告データをLGWAN経由で税務署に送付するためのもので、1行目のe-Tax連携オプション導入委託料は導入経費、2行目のe-Tax連携オプション導入システム利用料は、12月から3月までの4か月分の計上となります。

20、21ページをお願いいたします。最初の表、2款5項統計調査費は、学校基本調査交付金の額の確定によるものです。

2番目の表、3款民生費、1項1目社会福祉総務費。説明欄8の障がい者施設緊急支援事業費、及びその下の9の高齢者施設緊急支援事業費は、いずれも物価高騰対策として各施設に補助金を交付するものです。車両の燃料費や食糧費への支援によりまして施設の負担を軽減し、安定的なサービスを継続して提供してもらうことを目的としたものです。財源につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものです。

10の大学生等保護者生活支援事業費は、高等教育を受けている子を持つ保護者に対し、子供1人当たり3万円を支援するものです。本事業も財源に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

11の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、令和6年度に行った定額減税では、速やかに支援を行うことを目的に、令和5年度分の所得で仮算定し実施をされました。このとき定額減税額に満たない納税義務者には給付金が支給されておりますが、令和7年度改めて令和6年所得で算定すると給付額が足りていないなどの場合があります。このように定額減税の恩恵が十分でなかった方を対象に、不足額給付を行うものです。国が10分の10を負担するものです。

1行目の任用職員報酬から、下から2行目のコピー機等使用料までは事務経費の計上。最後の行、定額減税補足給付金（不足額給付）は、対象者に給付する給付金となります。現在、システムが不足額給付の算定に対応しておりませんので、対象者や不足額は確定できませんが、およそ5,800人と見込み計上したものでございます。

22、23ページをお願いいたします。最初の表、4款衛生費、1項2目保健衛生対策費。説明欄1の保健衛生対策費一般経費は、PR動画を作成する経費で、保健師の活動内容を紹介する動画を作成し、職員採用などで活用したいものでございます。

4の母子保健事業費は、歳入でも説明した令和7年3月31日までに生まれた子供の養育者に対し、子供1人につき5万円を支給する事業に係るもので、対象人数の確定により当初予算との差額を計上するものでございます。

表の2段目、4目予防費は、財源内訳の変更です。

2番目の表、4款2項1目環境衛生費。説明欄5のカーボンオフセット制度活用事業費は、イオンフェアに幹事自治体の一つとして出店するにあたり、必要な経費を計上するものでございます。

6の再生可能エネルギー政策推進事業費は、先進地視察のための職員旅費を増額するものでございます。

7の雪資源活用事業費、1行目の講師謝礼は、大和中学校で実施する環境教育プログラム講座で、特別講演会を開催するためのものでございます。2行目、職員旅費は、雪の市民会議に参加するための増額でございます。3行目、パンフレット作成業務委託料は、雪資源活用のパンフレットが残り少ないため、情報を更新し増刷をしたいものでございます。

3つ目の表、4款4項1目上水道費。説明欄の上水道事業対策費（事業会計繰出金）は、藤原配水池の整備に係る水道事業への出資金で、令和8年度に予定していた事業の一部を前倒しして行うことに伴うものでございます。

24、25ページをお願いいたします。最初の表、6款農林水産業費、1項農業費、表の1段目、3目農業振興費。説明欄10の経営構造対策施設整備事業費は、JAみなみ魚沼が昨年度整備した、しいたけパックセンターの選果包装設備に対し、債務負担行為により10年間の分割補助を行うもので、令和7年度分の計上です。

11の環境保全型農業直接支援対策事業費は、地球温暖化防止や生物多様化保全などに効果の高い営農活動を支援するためのもので、新たに1団体が堆肥の施用を申請するため計上をするものです。

表の2段目、4目畜産業費。説明欄の畜産振興費は、家畜指導診療所の廃止に伴い不要となった医薬品の処分が必要なため、処理業務に係る経費を計上するものでございます。

表の3段目、5目農地費。説明欄の農業団体等緊急支援事業費は、土地改良区に対する物価高騰対策で、農業水利施設の維持管理に係る電気料について料金高騰相当額を補助するものです。こちらも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものです。

表の4段目、6目揚水設備管理費。説明欄の揚水設備維持管理費は、土地改良区と協定を締結している西部幹線水路からの取水に係る費用につきまして、不足が見込まれるため増額をするものでございます。

2つ目の表、6款2項3目林業事業費。説明欄の林道維持管理費、1行目の測量設計等委託料は、林道宮野下線が豪雪で大規模に損傷したため、改良に向けて測量設計を行うものです。2行目の施設管理等委託料は、豪雪の影響で例年よりも林道内に土砂や倒木の流入が多くあり、地元から撤去要望が多数寄せられていることから増額するものです。3行目の林道修繕工事費は、林道小松沢線について舗装工事を行うものです。なお、1行目と3行目の事

業につきましては、緊急自然災害防止対策事業債を活用して実施をするものです。

3つ目の表、7款1項商工費、表の1段目、2目商工業振興費。説明欄の商工業振興補助事業費は、物価高騰対策として、地元商店街で利用できる米っこカードのポイントを活用し市民の生活支援事業を行うもので、こちらも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用するものです。

表の2段目、3目観光振興費。説明欄の八海山麓観光施設管理運営費は、八海山麓スキー場の除雪用ドーザを更新したいもので、県所有のドーザを払い下げる予定としておりまして、購入費、運搬費、修繕料を計上するものです。

26、27 ページをお願いします。最初の表、8款土木費の表は、国の当初予算内示に伴い財源内訳を変更するものです。

2番目の表、9款消防費、1項3目防災費。説明欄1の防災一般経費は、令和7年5月12日の臨時会で議決をいただいた防災用モビリティトイレの購入にあたり、費用の一部をクラウドファンディングによる寄附金で賄いたいため、事業を実施する委託料を計上するものです。

説明欄6の空家等総合対策事業費は、相続人の状況変化などに伴い事業内容を変更するものです。1行目の相続財産清算人選任手数料で、当初予定していた大崎の空き家対策を、2行目の特定空家等除却工事費で予定をしていた浦佐地内の空き家対策と入れ替えて実施をしたいため、必要額についてそれぞれ増減するものでございます。

3番目の表、10款教育費、1項1目教育委員会費。説明欄1の教育委員会一般経費は、国際交流事業の実施のため、国際交流及び文化・スポーツ基金へ積み立てるもので、ふるさと納税国際大学応援コース寄附額の10%を原資とするものです。

4の国際交流及び文化・スポーツ基金事業費は、中高生の海外派遣研修事業に係るもので、アメリカ国内の物価上昇により宿泊費の見直しが必要となったこと、また、当初予算では日本からの添乗員を1人と見込んでおりましたが、安全対策上、昨年度と同じく2人必要であると判断し、職員旅費と委託料をそれぞれ増額するものです。

表の2段目、5目育成支援費。説明欄の子どもを育てる地域の連携促進事業費は、令和7年度より新潟県が新設をいたしました放課後児童クラブ等支援交付金を活用し、中之島小学校区の児童を対象とした放課後子ども教室を新たに設置するものです。15ページの歳入にあったとおり県から10分の10が交付されるものでございます。

最後の表、2項小学校費は、財源内訳の変更となります。

28、29 ページをお願いいたします。最初の表、10款2項小学校費、表の1段目、2目小学校教育運営費。説明欄の小学校教育振興費は、後山小学校の除雪機が経年劣化により不具合が頻発していることから、新たに購入するものです。

表の2段目、3目小学校整備費は、国の当初予算内示に伴う財源内訳の変更です。

表の3段目、4目ふるさと応援活用基金事業費。説明欄の小学校トイレ改修事業費は、六日町小学校のトイレ改修に係るもので、労務単価、資材単価の上昇により当初見込み額での

発注が困難になったため増額するものです。

2つ目の表、10 款 4 項 2 目特別支援学校運営費。説明欄の特別支援学校管理一般経費は、校内の「まかろん」に設置しているエアコンに不具合が生じているため修繕を行うものです。

3つ目の表、10 款 5 項社会教育費、表の 1 段目、4 目文化行政費。説明欄 1 の文化行政一般経費は、11 月に予定されている全国重要無形文化財保持団体協議会南魚沼・小千谷大会の円滑な実施を図りたいため、会計年度任用職員の任期を延長したいことから経費を計上するものです。

2 の文化財等保護費は、坂戸城跡の薬師尾根登山道において、枯れて倒れるおそれのある木を伐採するための経費の計上です。

3 の文化振興補助事業費は、新日本フィルハーモニーアンサンブルコンサートについて、申請していた国庫補助が不採択となったため、単独費を増額するものです。

表の 2 段目、5 目文化施設費。説明欄の市民会館大規模改修事業費は、当初予算に計上した中央監視盤の改修工事において、当初の想定箇所以外にも改修工事が必要となったため増額するものです。

30、31 ページをお願いいたします。最初の表、10 款 6 項保健体育費、表の 1 段目、2 目体育施設費。説明欄の体育施設整備事業費は、上田農村環境改善センターに、新たにエアコンを設置するためのものです。

表の 2 段目、3 目学校給食費は、保護者が負担する学校給食費を物価高騰の負担軽減措置として据え置いていることから、賄材料費に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充てるもので、財源内訳を変更するものです。

2 番目の表、11 款災害復旧費、1 項 1 目農林水産施設災害復旧費は、能登半島地震で被災した農地及び農業用施設における災害復旧工事において、国庫補助の対象とならない軟弱箇所などの改良を行うものです。

最後の表、14 款 1 項 1 目予備費は、歳入歳出差額の調整となります。なお、5 月 26 日までの予備費充用額につきましては、7 件、1,211 万 6,000 円となっております。主な内容は災害弔慰金に 250 万円で、これは除雪作業中の事故により 3 月年度末に亡くなられた方について、弔慰金を支給したものでございます。そのほか、塩沢給食センターの蒸気ボイラーの容器の底に穴が開き、調理に支障があることから緊急的にボイラーを更新するもので、これに 921 万円などとなっております。

以上が、歳出の補正内容です。

議案の 6 ページをお願いいたします。第 2 表は債務負担行為補正です。みなみ魚沼農業協同組合が令和 6 年度整備いたしました、しいたけ選果包装設備に対して、事業主負担額の一部を 10 年間にわたって分割補助を行うため債務負担行為を設定するものです。歳出の補正予算でもご説明いたしましたが、単年度の補助金額は 206 万 8,000 円となります。

7 ページをお願いいたします。第 3 表は地方債の補正です。表中、5 つの起債におきまして、事業内容の精査や対象事業の追加によりまして、表の最下段、合計欄のとおり、補正前

の限度額から 2 億 570 万円を増額し、49 億 3,830 万円としたいものでございます。

以上で、第 52 号議案の説明を終わります。

○議 長 第 52 号議案に対し質疑がある方、挙手を願います。

〔複数名挙手あり〕

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。再開を 13 時 10 分といたします。

〔午前 11 時 49 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 10 分〕

○議 長 質疑を行います。

4 番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 2 点お願いします。19 ページの地域活動支援事業費のふるさとミライカレッジモデル事業委託料ですが、エバーグリーンと五郎丸亭の 1,000 万円のほかに、200 万円を首都圏の大学との連携事業ということですが、決まっている内容がありましたらお願いしたいと思います。

続いて 25 ページの商工業振興補助事業費の商工業振興事業補助金ですが、米っこカードのポイントを活用して物価高騰対策というのですが、その事業の内容がもし決まっていたらお願いします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1 点目のご質問、19 ページのふるさとミライカレッジモデル事業委託料の 1,200 万円のうちの 200 万円のご質問でございます。今考えておりますのは、この事業を行う場合、特別交付税で認定されるというところがございまして、その認定に向けて沿った事業をしたいと考えております。お互いにとって一番いいと思われるのは、連携協定を結ぶというところが一番の目標になります。その中で、大学との連携協定を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

内容といたしましては、具体的にはこれまでもこちらにおいていただいている大正大学、明治大学、加えて法政大学、青山学院大学、早稲田大学、立教大学、あと新潟大学というところを想定しておるところでございます。活動内容といたしましては、例えばゼミの地域実習なども含めてこちらで活動していただく中で、関係人口を深めていくというところの取組の経費とさせていただきたいと考えております。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 目黒議員の 2 点目の質問にお答えいたします。商工業振興事業補助金であります。こちらは米っこポイントを活用した事業ということで、南魚沼ポイント会が事業主体となって行っていただくものに、補助金ということで支援するものとなっております。

内容としましては、まだ南魚沼ポイント店会と打合せをしている段階で案というような状況なので、内容が変わるかもしれませんが説明いたします。お買上げ金額ごとに最大

1,000 ポイントをプレゼントしようという内容となっています。例えばですけれども、1 万円以上お買上げした方には 1,000 ポイントなので、いつもだと 100 円に 1 ポイント（当日発言訂正あり）ですけれども、今回ですと 100 円で 10 ポイントといったような形でプレゼントとする。また、5,000 円から 9,999 円の間の方については 500 ポイントを差し上げるとか、そういった形で今考えているのと、あとはもう一つ、新規加入者の方向けで 300 ポイントを想定していますけれども、プレゼントするというようなところで、今、検討が進んでいるところです。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 2 点お願いします。まず、23 ページの雪資源活用事業費のところのパンフレット作成業務委託料です。この間、私の恩師と会ったら、恩師が雪工学会の会長を今やっていて、「永井君、ふふふ、南魚沼市のパンフレットはまだ八角形の雪の結晶をデザインに使っているのだね、ふふふ」と鼻で笑われたのです。ちょっとこれは真面目な話、学校教育上も絶対に世の中にはないものをパンフレットで使っている。雪資源利活用を南魚沼市の一番の政策としてうたうのであれば、ここはきちんと校正をもう一回してもらって、再版をしてやる意思があるのかどうか、それを 1 点聞かせていただきたい。

もう一つが、19 ページのふるさとミライカレッジモデル事業委託料の部分で、先ほどの総務部長の説明の中で、大学との連携協定をゴールにしているとありました。連携協定を結ぶことがゴールになってしまうと、ゴールの先には何があるのかというのがちょっと知りたくて、連携協定を中間地点として、例えば交流をしてきた学生が南魚沼市のファンになって、南魚沼市に移住定住をしたりとかして、そこでベンチャー企業を興して、関係人口が最終的には何かしらのごことで南魚沼市にいいことがあったみたいなのがゴールなのであれば、そこから辺まで想定しているのであればお聞かせいただけたらと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 2 点目の質問の 19 ページのふるさとミライカレッジの連携協定の件でございます。私がゴールと申し上げたのは、特別交付税上のゴールはその地点にありますという話なので、議員がおっしゃるとおり、それが私たちの目標ではないということでご理解をいただきたいと思います。

また、今議員が今おっしゃったとおり、関係人口を増やした先に何があるのかというのは、本当に私たちが目指すところです。ひとまず、私たちの関係人口が先細りしないように、将来に向かって広くなるように、そういった大学からおいでいただいた方が、より深く南魚沼市と関わって、さらにその方々がメンターや先導役となって、ほかの来ていただいた学生たちを先導していくような形で、どんどん膨らんでいくような形で取り組んでまいりたいと考えておりますので、ゴールをそこに決めたわけではありません。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1点目の件です。永井議員がご指摘のとおりでございまして、前回ご指摘をいただいたときに、さっそく原稿等を直させていただいております。ですので、今後もそのところは直ったもので増刷をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。とにかくこれから万博に行ったりして、南魚沼の一丁目一番地だという政策だと思いますので、市が赤恥をかかないように頑張っていただきたいと思いますので、白恥にならないようお願いしたいと思います。

ミライカレッジの件ですけれども、理解しました。私も学生で起業した口なので、学生のポテンシャルというのは理解した上で、数多くの学生たちが南魚沼を訪れるといったときに、エバーグリーン、あとは五郎丸亭の利用に関して——今回はこれを投資だと考えて交付金を使って、さらにちょっと上乘せして、南魚沼市らしい事業として投資をしていくというような考え方でいったら、改修はしないといけない。改修になったときに、例えば宿泊費とかそういうものは今後、何か条例をつくって、その利用料をもらってやっていくのか。それとも、これは投資なのです。関係人口が増加することを目的にいろいろやっているから、将来的に何かの方法で回収できればいいから、ここはもうしばらくの間、宿泊費とかを取らずに無償で貸与するといったようなところでいったら、どちらになるのか教えてください。

○議長 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 ミライカレッジにつきまして、改修した施設に関しましては、利用料をそれほど高くない額で設定しまして、頂きたいというふうに考えております。ただこちらの200万円の助成分に関しましては、そういった宿泊費の助成という側面もありますので、そういった制度を活用しながら多くの学生と交流していきたいと考えております。

以上です。

○議長 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。では、ちょっと最後に、先ほど産業建設委員会のときにもお話に上がった修学旅行といったようなところも含めて、学校教育上、大学が四、五日、どこかの自治体でゼミ合宿を行う。そういったことをこの施設ができるまでは、恐らく市内の民宿だったり旅館だったりとかで請け負っていただろう。そこが今度はここの施設を改修することによって、そんなに高くない金額でそれを使えるのであれば、そっちを使いたいとなったときに、それは民業圧迫になるのではないかというのがちょっと懸念するべきところです。それなので、可能な範囲で南魚沼市内の民宿を使っていたところもあると思うので、そういったところとの兼ね合いを取る予定はあるのかといったことを教えてください。

○議長 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 確かに民業として民宿等をやられている方もいらっしゃいますので、そちらの経営を圧迫するような形にはならないように、あくまでこちらは大学連携の中で、ゼミとして来る学生のみ限定したいと考えております。

以上です。

○議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 では、3 点お願いいたします。まず 18、19 ページ、行政区事業費の集落集会所施設整備事業補助金です。今年から拡充がなされたということですがけれども、その中で今回 65 万円の補正が上がったのですけれども、この事業は私の記憶が確かだったら、前年度、つまり令和 8 年度に使う額を令和 7 年度に申請するという方式だったと思うのです。その中でこういう 65 万円増えたというのは、拡充したのでたくさん応募が来るだろうと見越して事務費とかで上げたのかどうか、この中身を教えてくださいたいと思います。

続きまして、21 ページの大学生等保護者生活支援事業費についてです。いい事業だと思うのですけれども、この支援金を受け取る側の資格というか、例えばですけれども、募集期間を 1 か月、2 か月、設けてその中で市民だった場合にお支払いするのか、それとも 4 月 1 日に市民だったらお支払いするのか。その受給資格というか、支援金を頂ける資格についてどう考えていらっしゃるかをお尋ねします。

最後、26、27 ページ、防災一般経費でクラウドファンディングを行うということですがけれども、クラウドファンディングを行うとしたら、当然リターンが必要になってくると思うのですけれども、ここではどのような返しを考えているのかということで、その 3 点お伺いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私のほうから 1 点目と 3 点目をお答えいたします。

1 点目、19 ページの集落集会所施設整備事業補助金、65 万円の内容でございますが、大平議員がおっしゃったとおり、令和 7 年度から補助金の内容を拡充いたしました。後段におっしゃっていた令和 6 年度で申し込んで、令和 7 年度の実施、その予算が載っているのではありませんかというご質問も、そのとおりでございます。当初予算におよそ 1,100 万円計上させていただいて、5 行政区からのお申込みがございます。そんな中で、令和 7 年度に補助金を拡充するに当たりまして、3 月定例会で予算が通ってから、その 5 つの行政区のほうに補助金の拡充がございます。そうすると事業費の上限が上がり、補助率が上がります。今までの事業費と補助率の中で考えていたものよりも多くの事業ができるわけなので、その多くの事業をする見込みがあるのかどうかというものを聞かせていただきました。

その結果、行政区の中でお諮りされて、もう少し壊れているところもあるので直したい。あるいは見積りを取り直してみたら、人件費やそういった単価の上昇によって、工事内容はあまり変わらないのだけれども、工事の金額が多くなってしまった。それに伴って補助金も増えてしまうというような行政区がございましたので、それらを計上いたしまして、65 万円の増額とさせていただいたところでございます。

また、3 点目、防災一般経費の防災用モビリティトイレのクラウドファンディングの件でございますけれども、これの返礼品ということになりますが、今までモビリティトイレを導入した自治体では、恐らくほとんどの自治体がこのクラウドファンディングを実施しております。そのリターンは、実はトラックに南魚沼市であれば、南魚沼市を象徴するようなデザ

インをトラックにするわけです。そのトラックのデザインの一面に、ご寄附をいただいた中で希望されている方のお名前、団体名の記載を小さくですけれどもさせていただいております、というのが例になっておりまして、私どももその例に倣い、そのような形のリターンを考えたいと思っております。

○議 長 子育て支援課長。

○子育て支援課長 2点目の、受給者の資格のところであります。受給者の資格につきましては、申請期間を令和8年2月28日までに申請をしていただくということにしてありまして、それまでに住民登録をしていただいた保護者の方に対して今回お支払いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 3点目はよく分かりました。1点目ですけれども、今回、制度が改正して大分補助金が上がったと私は認識しているのですけれども、先ほどの総務部長の説明の65万円で逆にそれは収まるのかというのが正直なところなのです。これは要するに、今、申請なさっている個々の集落の方々から聞き取って実額を入れたのか。それとも大体このぐらいだろうと思って入れたのか、その辺を教えてください。フレキシブルな対応は大変評価をいたしますが、その辺をお願いいたします。

2点目ですけれども、2月までということですが、そうなりますと例えば2月の締切日までに申し込まれて、お支払いするまでまだ時間があると思うのです。3月にどこかに転出した場合でもお支払いするのかというところが、ちょっとそういうふうなことも考えてしまうわけです。例えば居住が何か月あるとか、そういうところは一切しないで、その募集期間内で市民の方には全部払うという、ある意味太っ腹な対応をするのかどうか、そこら辺を確認させていただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目のご質問です。私の説明が拙くて申し訳ありません。補助金の率を30%から45%にしたというのが大きな改正だったわけですが、令和6年度にお申込みを事前にいただいた5行政区の見積書を見させていただいて、あらかじめこの45%の補助金になったとしたらという金額の1,100万円を、令和7年度で計上させていただいております。ですので、30%から45%になったものも含めて65万円というわけではなくて、あらかじめ見込んでいたものにプラスアルファされたものがこの金額だったということをお願いいたします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ご指摘のとおりですが、まだ要綱を作成しているところであります。今想定している要綱では、恐らく支給日に市民であるかどうかまでは記述していないような要綱かもしれませんので、その辺りもちょっと研究はしたいと思います。通常こういった支給ですといろいろあると思いますけれども、例えば4月1日に住民登録があつて、さらに申請

時に引き続き住民であるとかということがあろうかと思いますが、今のところは期間内の申請時の住民基本台帳の登録をしている扶養者と考えておりますので、そこは検討の余地があると思っております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 3 点伺います。まず 1 点目ですが、21 ページの一番下、定額減税補足給付金（不足額給付）ということで、先ほどシステムがまだなので正確な数字ではないけれども約 5,800 人分を見てこの金額という説明がありました。5,800 人というと結構人数が多いと思いますので、これは減税がし切れなかった分ということではないのかと思うのですけれども、そのシステムがちゃんとできたら該当になっている方々にはその案内が届くのか、それとも、自分で申請をするものなのか。どういう手続で給付になるのかというところを伺います。

次に 2 点目ですけれども、27 ページの空家等総合対策事業費で先ほど説明がありました。大崎の空き家対策と浦佐の空き家対策を入れ替えるというような説明だったのですけれども、どういった理由でそういうことが必要になったのかということと、そうすると大崎のほうの分がマイナスになっていますけれども、令和 7 年度はもう浦佐だけをするというようなことなのか。実際はどういうことなのかをもう少し伺いたいと思います。

3 点目ですが、同じ 27 ページ一番下のところで、子どもを育てる地域の連携促進事業費ですけれども、中之島小学校で放課後子ども教室推進事業委託ということですが、これは中之島小学校のどこでどれぐらい人数分の、どういった内容のことをするのかというところをもうちょっと説明いただきたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 2 点目の空き家等の対策についてご説明させていただきます。当初、大崎の空き家については、土地と一緒に売買できないかということで働きかけもしておりまして、それがうまくいけば清算人を立てて、土地の売却までやってしまいたいという思惑で、当初予算のときは編成しておりました。それが協議の最終的な結果が年度末の頃に回答が来まして、最終的には土地の取得ができないということになりましたので、代執行で解体までということに変更せざるを得なかったということです。

浦佐地区のほうは当初、代執行で取壊しだけを予定していたわけですが、こちらのほうについても土地の買手というか、私どもでいろいろ近隣の土地を所有している方に話を聞いたりしてきまして、近隣の土地の方が用地の取得にご協力いただけるという了承をいただきましたので、こちらは清算人を立てて売却まで一気にやってしまいたいということで、結果としましては、予算的には浦佐と大崎のやり方が入れ替わったような形で、その差の部分を補正予算として計上させていただいたということです。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 では、3点目の放課後子ども教室についてです。中之島小学校の近隣の地元の方が、新たに放課後子ども教室を設置したいというお話を受けての話です。場所は、中之島農村改善センターを主に拠点として行うというふうに聞いております。規模的には、20人程度という話を伺っております。

以上です。

○議 長 税務課長。

○税務課長 1点目の定額減税についてのご質問にお答えいたします。定額減税ですけれども、今回大きく2つに分かれております。まず制度1のほうですけれども、これが令和6年度に対象者で給付できない金額があった方に、令和7年度でその差額を給付するということになります。これにつきましては、令和7年度の確定申告の状況がまとまりますので、そうしましたら出来上がったシステムにその状況を入れまして金額を確定させます。そして皆さんにお知らせをした後、口座などに変更がなければ今年の口座に自動的にお支払いするということになります。

もう一つ、制度の2というものがあまして、こちらは所得額が48万円以上の方なのですが、そういう方で昨年、定額減税の対象にならなかった方について、これまでの方と同程度の状況にある方々に対する給付がないということは、ちょっと不公平に当たるということで、これについても令和7年度はその方の状況をお聞きしてお支払いするということになります。これに該当する方につきましては一度、対象者になりそうな方に案内文書を郵送しまして、それに状況を書いていただいて、該当になる方にお支払いをするということになります。

以上です。

○議 長 6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 1点目については分かりました。2点目は、そうすると大崎の空き家のほうは土地の購入ができなかったということですので、壊すところまでだけ令和7年度にはできるということなのか、そこだけ再度確認します。

次、3点目です。大体分かったのですが、そうすると内容は学童保育と同じ内容のことをするのか。都会だと遊びの広場みたいなのを年間の保険料が500円ぐらいでやっているとところもあるのですが、内容は学童と同じで、料金とかも同じということなのかどうかを伺います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 議員が言われたとおり、大崎の空き家につきましては令和7年度、解体だけは行います。今後もし買手がついた場合につきましては、そのときにまた清算人を立てて売却するというのでやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長 教育部長。

○教育部長 3点目の放課後子ども教室です。放課後子ども教室は、学童クラブとは違い

まして文科省が担当しています。学童クラブは、放課後児童健全育成事業という事業の中のものです、こども家庭庁が担当しているところでありますので、今回、設立されそうなものは、いわゆる市内では栃窪小学校で栃窪地域の方がやっている放課後子ども教室と同種のものができる予定になっています。なので、費用等につきまして保険料等は恐らく徴収されますが、学童と違って保育料等の発生は恐らくしない施設と考えています。

○議 長 6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 最後の 3 点目ですけども、そうしますと見守りをしてくれる人が一人、二人そこについているというような形でやるということによろしいのでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 放課後子ども教室は、あくまで居場所をつくるという趣旨のもので、そこへ見守りの方が一人か、二人か、人数はまだ把握していませんが、そのような形状になるかと思います。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 19 ページ、顧問弁護士のところ。今ほど雪のことでこの費用が発生したということですが、この問題は解決というか、市が立替えたのかどうか分かりませんけれども、そういったことで向こうに通知が出たと思うのですけれども、それがもう終わったのでしょうか。もう、頂くお金は頂いたのか、今どういうふうな形になっているのか教えていただきたいと思います。

それと、市の当初予算でも顧問弁護士費用は出ていると思うのですけれども、例えばこういったような今市が抱えている、訴えられている件数というのはどれぐらいあるのか。また、そういうのが裁判とかいろいろなことがあると、当初予算ではない枠でこういったように補正予算で上がってくるのか、教えていただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 19 ページの顧問弁護士報酬での件でございます。今回ここに上げさせていただいた予算のことについてですけども、まず現場につきましては取壊しが終わっております。お金の話がございましたが、お金はまだもらえておりません。というのは、本来であれば土地の所有者が取壊しを行うべきところを、緊急的に市が立替えて取壊しを行ったということで、市はその所有者の方に取壊し費用を請求したいというところを、専門的な見地から進めていただくという費用になっております。

後段のご質問につきましては、総務課長が答弁いたします。

○議 長 総務課長。

○総務課長 それでは、塩谷議員のご質問ですけども、弁護士の関連ですが、基本的に通常の顧問弁護士の予算のほかに、訴訟ですとかそういった部分については別で顧問弁護士に事件として委託するという形になります。今回の補正予算につきましては、新たに雪の関連の徴収——今回の件については訴訟まで行くということが前提になるようですので、その

部分で請求の行為から弁護士に委任して行っていくということで、その着手金が約 38 万円ほど、それから通常、事件ですと着手金を払って、事件が終わったときに成功報酬を払うということになるわけですが、その成功報酬の分が 115 万円ほどという形になります。

この成功報酬については、最終的にどれだけお金を相手の方からもらうことができたかということに応じて、成功報酬というのが支払われる仕組みになっておりまして、今回は約 860 万円という解体費用ですが、それが満額取れたということを想定した補正予算ということで、今回の予算の中に 115 万円ほど盛っております。それと当初予算で 90 万円ほど通常の事件分として盛っている部分がありますので、その足りない部分の 64 万円を補正予算で計上させていただいたということになります。

現在、市で訴訟として訴えられている事件としては、損害賠償請求が 1 件だけという形になります。以上です……（何事か叫ぶ者あり）当初予算の中で、今言った着手金、成功報酬の部分ですが、金銭的な事件の場合については、受け取った金額に応じた率という形になるわけですが、その他の事件についてはやはり弁護士のかかった労務費や何かを基にした成功報酬という形になります。今回の当初予算については、その事件分として着手金と成功報酬を合わせて 90 万円ほどを定額として計上させていただいているということになります。

以上です。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 多分、勝てる見込みがあつてこういうふうにはしていると思いますが、取り損ねないように——お金もかけてやっているわけなので、その辺の意気込み等々、大丈夫とか何か一言あれば言ってもらいたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 訴訟になるかはまだ分かりません。ただ、それを見込んで準備をさせていただくということですので、今おっしゃったように、危惧することがないように進めてまいりたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 2 点お願いします。13 ページの一番上のほうです……

○議 長 マイクを近づけて……

○川辺きのい君 13 ページの上のほうですが、農地、農業用施設災害復旧事業費分担金で地域負担が増えたということだったのですが、なぜ増えたのかその内容をお願いします。

もう一点が、25 ページの 2 段目の 4 目の畜産業費です。畜産振興費の中で家畜診療所がなくなって不要となった医療品の廃棄処分ということですが、家畜診療所がなくなって、なぜ畜産振興なのかちょっと違和感があると思って、そこでなぜ畜産振興という形になっているのか、そこら辺りをお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 2 点の質問があつたと思います。1 点目の 13 ページの災害復旧事業費分

担金ですけれども、これは支出のほうが最終ページの 31 ページを見ていただくと、農地災害復旧工事費というのが 500 万円上がっていると思います。このうち地元の分担金というのが 2.5%になりますので、12 万 5,000 円という形で計上させていただいているということです。

それからもう一点、25 ページで薬品廃棄の關係の畜産振興費ですけれども、家畜診療所はなくなりましたけれども、畜産農家はいらっしゃるの、一応その項目は残っているということで、昨年の品目を踏襲して、ここで計上させていただいたということです。

以上です。

○議 長 2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 違和感はありますが、2 つ目はしょうがないと思います。

もう一点、災害復旧のことですが、つまり災害復旧の項目というか、その事業が増えたからということでよろしいのでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 こちらの 11 款の災害復旧費は、もともと能登半島地震のところというのは、国費で補助される災害復旧費もあるのですけれども、こちらについてはそれが対象にならなかった災害復旧費です。農地 3 件、それから施設が 1 件ということで、国費の補助には対象にならなかったのですけれども、これをどうしてもやらなければいけないということで、ただ、そこについてはどうしても負担割合分の応分の負担をいただくということで上げさせていただいたということです。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 2 点お願いしたいと思います。19 ページです。今ほども話がありましたが、一番上の行政共通事務費の顧問弁護士報償です。こういった事例が今後も増えてくると思うのですけれども、今回の事例ですと、請求の相手方が分かっていたということでしたから、恐らく相手が解体について応じなかったということになるかと思うのですけれども、例えばこれまで市がやっても請求先が不明というのも恐らくあったかと思うのです。

例えば市が連絡をして分かりましたということで、本人が対応してくれるような事例もあるのかどうか。そういう辺りで、例えば強制執行をやったけれども、請求先不明でやむを得ず危険回避のために市がやったのがどれぐらいあって、例えば本人に連絡したら、本人がすぐそれに対応をしてくれて解決したという部分とか、例えば本人が拒否をしているけれども、やはり危険回避のために行政執行せざるを得なくて執行をやって、そして今回のようにその後、回収の手続に入るといようなことがあろうかと思うのです。今そういう辺りの現場の状況がどうなっているのか、もしありましたらお願いしたいと思います。

それから 29 ページの一番下の表、文化財等保護費のところ、薬師尾根の木の伐採ということで 33 万円ほど上がっています。今、薬師尾根は桜並木も含めてかなりの本数がテープを巻いたりみんな枯れてしまったり、枝が落ちてきたりという状況があるようですけれども、

桜並木の辺りからそういうのを全て含めて、例えば 33 万円程度で終わるのかどうなのか。まだある危険なうちの一番危険な部分みたいな形になるのかどうか、その辺教えていただければと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 1 点目の件です。今のものにつきましては所有者がいて、国道 17 号線のほうに建物がはらんで倒れそうな状況があったので、これは非常に危険な状況で、その時点で国土交通省も 24 時間態勢でずっと監視をするというような状況下で、私どもも「とにかく、これはもうあなたの責任で解体しなければならないのです」という話を何度もするのですけれども、本人は「私もそれは分かるのですけれども、何せお金がなくてできません。業者に発注したとしても、お金を払うめどが立ちません」というようなことで、全く本人自ら解体するという意思がないという状況が何日か続きまして、それで最終的にはもう危険が——その後も雪がどんどん降ってきている状況でしたので、いつ倒れるかどうか。あれがもし国道 17 号線側に倒壊でもしたらということで、これはやむなく最終的には市長判断で、市で解体せざるを得ないという判断してということであります。その結果、その費用については本人から支払っていただくということで、今回、最終的には弁護士に委託するような形になりましたが、こういう形で今来ているということです。

基本的に空き家等の場合は、市のほうで代執行等で解体や何かをしているのは、主に所有者が不存在のもの、それとか海外の企業で所在が明らかでなく、危険な状況であるものを代執行で柵を付けたということもありましたが、そういったような市でやらざるを得ない危険な状況のものについて、代執行等で行っているというのが私どもの基本的なスタンスです。所有者があるものは、もう第一義的には所有者にやってもらうというのが大前提ですので、その話をやっていった上でどうしても所有者の方がやっていただけないという場合に、本人にでは私どもが代わりにやって、あなたがお金を払いなさいということで、本人から署名をもらった上でやっているという形になります。

以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 坂戸山登山道の薬師尾根の木の伐採ですけれども、薬師尾根を登ってすぐの 1 合目と 2 合目と言ったらいいのでしょうか、麓の部分の登山道脇の結構、胴回りのある木の伐採 5 本分となります。そのほか自分たちでできるものは直営でやっております。こちらの 33 万円ですけれども、伐採とそれから玉切って脇によけるという作業までの費用でございます。

以上です。

○議 長 5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 分かりました。そうすると、例えば今回のところなどは土地も恐らく所有しているのでしょうかけれども、弁護士を立てて最終的にはそういった部分の売却というか、現金化するとか、そういったところまで今の処分の中で制度として可能なのか、そこを教

えていただきたいと思います。

木の伐採のほうですけれども、あそこは大分桜も古くなってきて、そういう状況が続いていると思うのです。今危険除去していただけるということですが、その後、例えば新たな植樹とか、そういう方向の可能性や検討はあるのかどうか、そこだけお願いしたいと思います。

○議 長 総務課長。

○総務課長 今ほどの件ですけれども、強制的といいますか土地の売買等まで踏み込めるのかというお話でしたが、これは当初は弁護士を介してお金を払ってくださいというのから始まって、期限までに相手が応じない場合については、次のステップといいますか訴訟にも行くしかないということになって、最終的に訴訟で判決が出ないと強制的な部分というのは踏み込んでいけないという形になるので、あくまで今の段階ですと本人が自らの意思でそういう土地や何かの換価といいますか、お金に換えるということをやっていたかないと現金にならないわけですが、そういった動きというのも今のところ私どもには伝わってきていないというのが現状です。

以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 坂戸山の木の伐採後についてですけれども、国の史跡になっておりまして、なかなかよしやろうというわけにはいかなくて、いろいろ手を加えたり何かしようとする手続があります。そういう面もありまして伐採後の植樹については、今のところ検討はありません。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1点目は了解しました。植樹の関係ですが、あそこも元スキー場で、市なり町の段階で土のうを全部敷いて植樹をしてということで、今の状態になっているわけです。形状変更はかなり難しいと思うのですが、正直言ってあれだけの規模を全部植樹して今の緑の状態にしたわけですから、植樹自体が文化財で難しいということでもないと思うのです。今の現状に付するといいますか、桜自体がそんなに樹齢といいますか寿命が長くないですから、これからどんどんそういう状況が出てくると思うのです。そういった部分はやはりちょっと検討していくべきではないかと思うのですが、これは国との手続上の問題もあると思うのですが、その辺は今後の検討としてはまだ検討していないのか、それともしないのか。その辺、もし今の状況があればお願いしたいと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 先ほど申し上げましたとおり国の史跡になっておりまして、いろいろな計画に基づいて整備、保存しております。史跡に指定になった当時の計画あるいは保存管理計画が大分古くなっておりまして今見直しの時期になっておりますので、その計画の中で、ではここは植樹をしようとか、そういう方向性が見いだされるならばそのときに検討という

ことになろうかと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2 点お願いいたします。17 ページの、本気井キャンペーン参加負担金のことが 1 点です。これは以前から負担金を取っていたのかどうか私もちょっと記憶が定かではないのですが、参加負担金をいつ頃から取っているのか、金額はどれぐらいなのかということです。ただ、市の食に関しては非常に売りにしている本気井でありますので、キャンペーンの参加負担金を取ることによって参加店舗が少なくなってしまうのもまた困るというような気もするのですが、そこら辺の状況といいますか、実態を聞かせていただきたいと思います。

もう一点が 29 ページです。一番下に市民会館大規模改修事業費がありますけれども、市民会館も大分年数がたっていて、毎年大規模改修ということで修繕を行っているのですが、今年も当然あります。中央監視盤改修工事ということで、当初予算で 2,300 万円ぐらい予算化されているのですが、ここで 1,200 万円追加になっています。説明からいきますと、見積りで違うところがまた見つかったというところなのですが、1,200 万円というところと相当——2,300 万円予定の 1,200 万円増ということで、大きい見落としみたいなところがあるのですが、そこら辺の状況といいますか経過というか、どういう状況だったのかというところを教えてください。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 本気井キャンペーンの参加負担金の件でございますが、いつからということでございますけれども、平成 27 年から負担金をいただいております。要は当初から負担金をいただいているということでございます。幾らということですが、昨年実績ですと 99 万 4,000 円を参加負担金としていただいているという状況です。

あと、状況でございますけれども、参加店舗が当初は 58 店舗ございまして、最高で 60 店舗が加入していたということでございます。本気井のほうも 10 周年を昨年迎えまして、今年 11 年目のスタートということで、昨年の実績が 52 店舗……（何事か叫ぶ者あり）ということでございます。1 店舗の負担金ということでございますが、平成 27 年度当初は、1 店舗 5,000 円の負担で徴収しておりましたが、今現在は 2 万円を徴収するということでやっております。内容的には 2 万円ということでございますけれども、ゲレンデ食とかそういう食の中で金額が多少、変わっているということでございます。基本的には 2 万円を計上しております。

以上でございます。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 市民会館の制御盤の増額ですが、当初入っていなかったのが大ホールの舞台と大ホールのホワイエ、いわゆるロビーについて中央で制御するような機能が抜

けていたということです。今現在は、舞台と大ホールのホワイエについては中央で制御していませんで、3階の機械室へ行ってそこで本体で調整する。それを1階の事務室内の制御盤で制御するという機能の追加による増額になります。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 分かりました。本気井のほうは平成 27 年からやっているということで、私のちょっと認識不足だったので大変失礼しました。ただ、当初 27 年が 5,000 円で、今は 2 万円というのは非常に上がっている感じですがけれども、今話を聞いてみれば参加のほうも当初の 58 店舗から 52 店舗、そう減っていないので、それも飲食店組合か本気井の組合か分かりませんが、納得済みなのかという感じがするのですが。市の食の目玉的なことでやっているの、1 店舗から 2 万円取る根拠といえますか、そこら辺、何か例えば P R 費用に諸物価値上がりのため、このように上がったのだという根拠みたいなのがあったら、教えていただきたいと思います。

市民会館のことですがけれども、分かりました。ただ、今の改修の追加というのは、当初予算で予定したのと全く違う方式で、3階でやっていたのを今度は1階でやれるように機能変更といえますか、そういうふうに変えたのだという理解でよろしいのか、そこだけ確認したい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 本気井についてですが、まず 1 点、昨年までと違っては、昨年までは観光協会に本気井キャンペーンの実施を全部やっていただいていたのですが、その 400 万円が民間企業と P R を行って、100 万円分が負担金で今回、計上させていただいたということです。

それで、本気井の負担金ですが、当初、平成 27 年は 1 件 5,000 円だったのですが、その次の年からはもう 2 万円に上がっています。外部でコントロールしていただいていたというのは、大体補助金を 250 万円ぐらいお出しして、そこに負担金が入ってまして、ほぼ同じような立てつけになっているかと思います。金額的には P R とかいろいろな人件費等、手間賃等が上がった部分はあると思いますが、ほぼ同じで推移しているという形で考えています。

以上です。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 議員がおっしゃるとおり、最初、そこは想定しておりませんでしたけれども、その後いろいろ協議の中で、舞台とホワイエを追加しようということで増額となりました。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 点ほどお伺いします。まず 19 ページのふるさと納税推進事業費 23 億 1,000 万円ではありますが、5 月 21 日に報道機関に対して納税返礼品の発送遅延に関するおわびが発表されました。この中で、令和 7 年 4 月から 8 月に発送を予定している返礼品が、令和 7 年 9 月まで遅延するという状況で、特別栽培米が 1,850 キログラム、31 俵であります。慣行栽培米が 535 キログラム、9 俵ぐらいということでありました。特別栽培米については事業者がシステムの設定誤りだというものになりますし、慣行栽培米については返礼品の提供事業者の仕入れに対するちょっと勘違いがあったということでありましたけれども、今回の 23 億 1,000 万円も含めてですが、大変ゆゆしき事態が起きたと思っています。

市としてはこういう事態が発生したときに、例えば返礼品の事業者であったりというところに対しての指導は当然あるわけですが、いわゆるもっと厳しく対応するべきであると思っています。この予算を見る限りだとそういう説明がなかったのですけれども、今回の事例に対しての厳しい指導をどこまでやるのかということをお聞きいたします。

それから、23 ページの再生可能エネルギー政策推進事業費の職員旅費 7 万 8,000 円であります。再生可能エネルギーをどう活用するかということで、職員の先進地視察ということがありますけれども、どこに何を見に行こうとしているのかということをお聞かせ願いたい。

それから、同じページでありますけれども、雪資源活用事業費、大和中学校で講演会を行う講師謝礼 10 万円であります。この講師という方はどのような方なのかということをお聞きします。

4 番目も同じページであります。上水道事業会計出資金 3,161 万円、藤原の配水池でありますけれども、令和 6 年度にも滅菌といいますか殺菌といいますか、そういう工事をということでありました。令和 8 年度分を前倒しで令和 7 年度に実施をするということでもありますから、相当期間のかかる改修工事だと思っていますが、滅菌、殺菌以外にその工事をしなければならないというような事例が発生したのかどうか、そこをお伺いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 19 ページのふるさと納税に関連いたしまして、今回発生いたしました発送遅延のお話がありました。そのときの市として事業者への指導は厳しく対応すべきだが、どのようなということでございます。報道発表させていただいた後に事業者には、今遅延しているものを速やかに寄附者の方に届ける努力をしてくださいというお願いをしております。その中で、それが完了するまでは協力事業者の登録を取り消しますと文書で通告をさせていただきました。協力事業者の承認が取り消されたとしても、今お待ちいただいている、遅延しているふるさと返礼品の発送行為は必ずしっかりとやってください。それが終わったという報告を受けた後に、再承認ができるのかどうかというものは、市でまた検討させていただきたいと考えております。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2 点目の再生可能エネルギーの視察先の件です。以前から議会でも一般

質問などで触れていただきましたもみ殻利用に関する先進地です。もみ殻ボイラーなどをやっております大仙市ですとか、そういったところを見させていただきたいということで視察先は考えております。

あと3点目、雪資源の関係の講師でございますが、これも議会のほうから以前にも触れていただきましたが、環境教育などもこれから進めるべきというような中で、雪についての環境教育を進めていきたいというところで、今回デジタルブックというような形で学校教育の現場で生かせるような形のものを作成しようということでやっているのですが、その監修などをいただいております、雪資源の利用については本当に権威でいらっしゃる北海道の媚山先生という大学の先生がいらっしゃるのですが、その方を直接お招きして講演をいただきたいということで計画しております。その関係でございます。

以上です。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 藤原配水池の高度上水施設の建設工事ですが、令和6年度に建屋建築を実施いたしました。令和7年度は、建屋と既設管を接続する配管を実施する予定にしております、令和8年度には浄水設備、電気設備工事を予定しておりました。今回、補助金の内示額の増額がなかったので、令和8年度に予定しておりました浄水設備と電気工事を実施するものです。特別に新たに項目が追加になったというものではありません。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ふるさと納税の推進でありますけれども、総務部長の説明にあるように、令和6年度中に受けて令和7年度に発送するという部分が完了するまでは、事業者としては取り消しをする。これは事業者もそうでありますし、返礼品提供事業者も含めてというふうに考えてよろしいわけですね。

○議 長 総務部長。

○総務部長 返礼品の協力事業者というのは、今遅延している事業者ですので、おっしゃっている者は同じということです。生産者イコール協力事業者ということでございます。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると、令和7年度についてはポータルサイトもかなり増えてまいりましたし、そういったところも含めて再度――午前中の総務文教委員会の報告でもありました。返礼品については産地偽装などあってはならないということでありましたけれども、そこら辺も含めてきっちりした対応をさらに強化していくということであるのかどうか、そこだけ伺います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 特にお米の返礼品の取扱い事業者はかなり多くの数の事業者がいらっしゃいます。この方につきましては、今回の件があったのと同様並行して、こういうことがないのかどうかというのをチェックしております。今のところそういったことはこの1者しか発生

しておりませんが、こういったことがないようにということは、以前から協力事業者の守るべき事項ということでお出ししているところですし、それが守られなかったことにつきましては、今後の事業者説明会なども含めて厳しく対応してまいりたいと考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 52 号議案 令和 7 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 52 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 53 号議案 令和 7 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは第 53 号議案であります。令和 7 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げたいと思います。

今回の補正予算につきましては、令和 8 年度から開始される子ども・子育て支援金制度創設及び年金額の改定を踏まえた高額療養費制度の所得区分の見直しにより、これに伴う電算システムの改修委託料等を計上するものであります。

改修に係る費用の全額が、国庫支出金及び県支出金の対象となる見込みであるということから、歳入では県補助金の特別交付金に 21 万円、国庫補助金の子ども・子育て支援事業補助金に 1,100 万円をそれぞれ計上し、歳出では総務費の一般管理費に同額を計上するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 1,122 万 3,000 円を追加し、総額を 53 億 2,222 万 3,000 円としたいものであります。よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。なお、市民生活部長からの説明は省略をいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

3 番・大平剛君。

○大平 剛君 1 点だけお聞かせ願います。10 ページ、11 ページの先ほど言った電算システム改修等業務委託料ですけれども、改修業務自体は国・県のお金ということで、市からの

持ち出しはないということですが、これを改修することによって、今後システムというのは何回か補修しなければいけないと思うのですけれども、補修費は増額になるのかどうか。今までどおりでいいのか、それとも今までの中にセットで入っているのかどうか。その補修費はやはり一般財源から出さなければいけないのか。その点をちょっと確認させていただきたいと思います。

○議 長 市民課長。

○市民課長 今回のシステム改修については、新しい子ども・子育て支援金の創設に伴う改修になっていまして、賦課と収納システムに関する改修になっていますので、保守と言っても今までの賦課収納システムに含まれるというような形で考えていただければと思います。以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 53 号議案 令和 7 年度南魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 53 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 54 号議案 令和 7 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 54 号議案でございます。令和 7 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、第 53 号議案と同様に令和 8 年度からの子ども・子育て支援金制度創設に伴う電算システムの改修費用を計上するものであります。

改修費用につきましては、同様に全額が国庫支出金の対象となる見込みでありまして、歳入では、国庫補助金に 248 万円を計上し、歳出では総務費の一般管理費に同額を計上するものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 248 万 5,000 円を追加、総額を 7 億 7,248 万 5,000 円とするものであります。

市民生活部長からの説明は省略しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

願います。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 54 号議案 令和 7 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 54 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 55 号議案 令和 7 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 55 号議案でございます。令和 7 年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、城内地域の藤原配水池に係る高度浄水施設等整備費補助金に当初予算で計上しました金額よりも増額の補助金内示があったため、令和 8 年度に予定していた事業を前倒しで実施したいということから、他会計出資金及び補助金について増額を行うものがあります。

資本的収入に、藤原配水池の高度浄水施設工事に対する、繰入基準に該当する一般会計の出資金を 3,161 万 3,000 円、補助金を 2,395 万円にそれぞれ増額いたしました。これにより、収入が支出に対して不足する額、7 億 8,863 万 2,000 円を 7 億 3,306 万 9,000 円に改めるものです。

説明は以上であります。よろしくご審議をいただき、決定をいただきますようお願いをします。上下水道部長からの説明も省略いたしますので、よろしくお願いします。

○議 長 質疑を行います。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 新たな予算がついたということですが、支出のほうでは建設改良費とかには載っていないのですが、それはどういうことなのでしょう。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 補助金の増額の対象となる事業費ですけれども、工事請負費委託料を予定しております。工事請負費委託料等も当初予算で議決いただいている予算内で対応しようと考えております。工事の計画を調整させていただきたいと思っています。

現状の水道事業の収支の見込みですと、緊急の案件がなければ事業費は約8億円前後が妥当だというふうに判断をしております。令和7年度当初予算につきましては、8億5,000万円ほど工事請負費委託料の予算をいただいておりますので、無理な増額はせず順番を入れ替えましてその予算内で対応する予定にしております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第55号議案 令和7年度南魚沼市水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第55号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第15、第56号議案 令和7年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第56号議案であります。令和7年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、令和8年度オープン予定の新健診施設において、増加する受診者に対して事務効率の向上を図るために、新たな健診システムの導入にかかる費用とその財源を計上するものであります。

資本的収支につきましては、収入では市民病院事業資本的収入に、企業債を1億円増額し、収入総額を27億802万円、支出では市民病院事業資本的支出に、建設改良費を1億円増額し、支出総額を28億9,368万円といたしました。

詳細につきましては、病院事業経営管理部長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、決定いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 病院事業経営管理部長。

○経営管理部長 それでは、第 56 号議案の提案理由の説明を申し上げます。

それではまず 1 ページをご覧ください。第 1 条は総則でございます。第 2 条の資本的収入及び支出の補正につきましては、実施計画明細書によりご説明を申し上げます。

それでは 6 ページ、7 ページをお願いいたします。上の表、資本的収入及び支出の収入でございます。2 款市民病院事業資本的収入におきまして、健診システムの更新に係る財源として、1 項 1 目企業債に 1 億円を増額し、2 款市民病院事業資本的収入の総額を 27 億 802 万円としたいものでございます。

下の表、支出でございます。2 款市民病院事業資本的支出をご説明いたします。令和 8 年度オープン予定の新健診施設では、人間ドック、住民健診及び事業所健診において、受診者が現在の健友館の約 2.5 倍となる見込みでございます。ウェブ上で予約、問診、結果通知が行えるシステムに更新することで、受診者の利便性を高めるとともに、事務の効率化による人件費の抑制を図りたいことから、システムの更新費用として 1 項 1 目医療器械等購入費に 1 億円を増額したいものです。これにより、2 款市民病院事業資本的支出の総額を 28 億 9,368 万円としたいものです。

ページを戻っていただきまして、4 ページ、5 ページをお願いいたします。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。今回の補正予算では収入及び支出に同額を増額することから、資金期末残高の変更はございません。

戻って 1 ページをお願いいたします。第 3 条は企業債の補正でございます。1 ページは補正前の表でございます。

続いて、2 ページをお願いいたします。補正後は、限度額を 23 億 590 万円としたいもので、起債の方法等に変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 新検診施設につきましては、当初から建物本体の事業費のほかに企業債を活用しながら、機器もそろえていくのだというような予定が示されていきました。その中で 2 億円を企業債で用いてやるというような数字的なことも出ていたわけですが、今回 1 億円でこの健診システムを整えるということなのですが、その 2 億円が 1 億円に変わったのか、もしくは今説明がありましたように、いろいろな事業で 2.5 倍になるということなので、ほかの機器もこの 1 億円のほかに機器の購入が今後出てくるのか。その辺の内部事情といたしますか、2 億円が 1 億円に変更になったのか、このほかに機器購入が出てくるのかということころをちょっと教えていただきたい。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 この 1 億円は純粹に増えたものです。なぜかという、今まではニューテックという既存のシステムを使おうとしていたのですけれども、ご案内のように非常に対象者が増える中で、宮下健康開発部長——自治医大の私の後輩ですけれども、専門家に来

でもらっているいろいろ検討した結果、先ほど来言ったような、より進んだシステムにすることによって人件費の節約であるとか、人員の節約であるとか、それから例えばウェブ問診とか血管２ＣＲとか、非常に経営管理上もこれが良からうというふうに判断したので新たに上げました。

例えば今、医療スタッフ以外に事務員も十二、三人いますけれども、今までのシステムだとこれは１０人ぐらい増える予定なのです。しかし、このシステム——今は２案のどちらにするか決めておりませんが、どちらにしてもこれによって最低５人ぐらいは削減できるのではないかとこのように思っておりまして、そうしますと——ちょっとここで言うことが適切かどうか、会計年度任用職員を例えば４００万円で５人採ると、それだけで年間２、０００万円ですけれども、そういうことで十分この投資をしても一定の期間内に回収できるし、市民の利便性も飛躍的に上がるだろうということで、いろいろ検討した結果、追加で出てきたものでございまして、しかしその追加というのは、今まで何か足りなかったものが急に出てきたというよりも、よりこれから効率的にやろうと検討した結果、必要なものとして出てきたというふうにご理解願いたいと思います。

○議 長 １３番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 新規の純粋な増ということで分かりました。必要性に迫られてということでも分かりました。そうしますと、当初から話がありました、開設に向けての企業債２億円で機器を整えるというところにつきましては、もう既に既存の予算内で整えてあるのか、もしくは、これからその機器を補正なりしながら整えていくのかということだけちょっと確認をしたい。

○議 長 病院事業管理者。

○病院事業管理者 これから精査して、整える部分についてはこれから整えるということでありまして、まだ残っているということでもあります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第５６号議案 令和７年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第５６号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 日程第 16、第 57 号議案 南魚沼市景観条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 57 号議案についてご説明申し上げます。

当市は、平成 20 年 3 月 31 日から景観行政事務を主体的に実施できる景観行政団体となり、景観法第 8 条に基づく市独自の景観計画である南魚沼市景観計画を令和 7 年 3 月に策定し、公表したところです。

本議案は、この景観計画を推進し、南魚沼らしい魅力あるまちづくりに資することを目的に、景観法の施行に関する事項や、その他、良好な景観形成に必要な事項を定めるため、景観条例の制定をお願いするものです。

条例の内容についてご説明申し上げます。議案 1 ページをご覧ください。まず、目次に記載のとおり、本条例は 7 つの章に区分けした構成となっております。それでは第 1 章からご説明いたします。

第 1 章の総則については、第 1 条で本条例の目的。第 2 条ではめくって次のページの 6 行目にかけて用語の定義。第 3 条から第 5 条では、市と市民、及び事業者の責務についてそれぞれ定めています。

第 2 章の景観計画の策定等では、景観法第 8 条に規定する景観計画に関する内容で、第 6 条は、景観計画を定める、または変更する際の規定について。

3 ページに行っていただき、第 7 条は、景観計画の策定または変更の提案があった際に、その提案を採用する必要があると判断した場合の取るべき措置について。第 8 条は、景観区域の中で特に重点的に景観形成に取り組む地区を景観形成地区として指定することについて。第 9 条は、景観計画の遵守についてそれぞれ定めております。

続いて 3 ページ最後の行、第 3 章の行為の届出等では、第 10 条から第 17 条において建築物の建設などの行為を行う際には、着手前にその内容を届け出なければならないとする景観法第 16 条に基づく行為の届出に関する規定と、届出の適用除外などを定めております。

8 ページ、9 ページに別表として届出対象行為を整理しております。記載の数字のこれ以下であれば、届出について適用除外となるというものです。

4 ページに戻っていただき、第 14 条は、行為の届出を行う前にその行為の内容について事前に協議または相談することができる事前協議について。第 15 条は、次の 5 ページの 2 行目にかけて、行為の届出に関する助言及び指導について。第 16 条は、届出のあった行為が景観計画に適合していない場合に、景観法第 16 条第 3 項の規定による行為の変更等に関する勧告を受けても従わない場合の、その旨の公表について。第 17 条は、行為の届出が必要であるにもかかわらず、届出を行わずに着手した者に対する措置について、それぞれ定めております。

5 ページの中ほど、第 4 章の景観重要建造物及び景観重要樹木では、第 18 条から第 25 条において、国の定める基準に該当する景観重要建造物及び景観重要樹木について規定をしております。それぞれの指定、管理の基準、滅失等の届出及び指定の解除について、めくって

次の6ページの中ほどにかけて定めております。

続いて、第5章の景観形成の推進は、第26条から第29条において、景観形成に関して自主的な活動を行う景観形成団体の認定や支援、及び景観形成に著しく寄与したと認められる建造物等に対する表彰やアドバイザーの設置についてそれぞれ定めております。

第6章の景観審議会では、景観形成に関し必要な事項を調査及び審議する景観審議会について定めております。

最後に、第7章の雑則では、本条例の施行に関して必要な事項は規則で定めることとする委任について規定をしております。

附則といたしまして、第1項ではこの条例の施行日を、先に公表した南魚沼市景観計画の効力発生日と同日の令和7年12月1日としたいもの。

第2項では経過措置として、既に策定済みの南魚沼市景観計画を本条例第6条の規定により策定された景観計画とするみなし規定です。

めくって8ページ、さらに第3項では、本条例第30条で規定する景観審議会の委員報酬を定めるため、南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正をしたいもので、11ページの新旧対照表をご覧ください。改正案のとおり、別表第2に記載のとおり景観審議会委員を加え、報酬額をほかの附属機関の委員と同等の日額9,600円としたいものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5ページの第16条、勧告に従わなかった旨の公表に関連してでありますけれども、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者がというふうに記述がありますけれども、第17条等を見ても、市の条例でありますけれども、罰則規定がここには見えてこない。そうすると、法第16条第3項の規定に関連してそういう罰則があるのか。あるいは、7ページの第7章の委任、第31条でありますけれども、必要な事項は規則で定めとなっております。こういったところで市の条例ではありますけれども、罰則規定ということがついているのか、あるいは、設けることができるのかということについて伺います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 罰則規定でございますけれども、上位法でございます景観法の第7条で罰則規定を設けておりますので、そちらに準拠しております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 3点お伺いいたします。大変必要で重要な条例制定だと思うのですが、なかなかこれは説明を聞いたり見たりしますと、運用が難しいというふうな思いがするのですけれども。

まず聞きたいのは、3ページの第8条関係に景観形成地区の指定等というのがありますけれども、その辺に関連しまして、今、条例制定しました。そして、景観計画というのも3月にはもう既にできているわけですが、今現在この景観条例関係といいますか、この業務の関係はどこまで進んでいるのかというところです。計画はできているし、3月に公表もされているのですが、例えば第8条辺りを見ますと、景観形成を重点的に推進する必要がある地区ということで、住民等の合意形成が図られている地区というようなことで、住民形成みたいなことがうたわれているのですが、ここに計画書に出ているような景観区域の区画が上がっていますけれども、これらについては合意形成までできて、そして進んでいるのか。もしくは、この条例ができて、これから合意形成も取っていくのかというところ、どこまで進んでいるのかというところをちょっと教えていただきたいというふうに思います。

細かいところで恐縮ですが、5ページです。景観重要建造物の指定というところがあるのですが、これはこれから当然、必要があれば指定をするという解釈でいいのか、もう既に決まっているのかというところです。

第19条のほうに、防災上の必要な措置、定期的な点検というのは、これは市がやるのか、それとも建物所有者の責務としてやるのかというところを、ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

3点と言いましたけれども、2点お願いします。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 1点目の周知の関係ですが、この後、条例を決定していただいた後に、12月1日が施行日となっておりますので、その間までに市民の皆さん、それから主には建築に関わる設計士、それから建築屋の皆さんに対して、既に話はしているのですが、周知を図っていくということになります。

それから、5ページの景観重要建造物につきましては、今のところ指定あるいは指定の予定はございません。これから出てきた場合にということで条例を設けております。それから防災上必要な措置を講じることと19条にございますけれども、こちらは所有者のほうでやっていたくということになります。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと聞き方が悪かったのかもしれないのですが、景観形成地区につきましてはどこまで進んでいるかというところを一番最初に聞いたのですが、建設業者とかそこら辺の周知といいますか、そういう説明が今ちょっとありましたけれども、私はそういうことではなくて、そもそもの景観形成地区を形成といいますか指定をするには、いろいろ条文の書き立てを見ていますと、例えば8条の(2)のア、イ、ウの辺りを見ますと、景観形成を重点的に推進する必要がある地区、独自の景観形成の方針又は基準をもつ地区、そしてウには住民等の合意形成が図られている地区という条件がついているのです。今ここを進めようとしている中ではどの段階まで、まだここら辺の段階はみんな全部これからなのか。

それとも最低限住民の合意といいますか、景観形成の指定地区を受けるとリスクといいますか、そういうのもあるような気がするのですが、どこまでそういうところが進んでいるのかというところを聞きたかったのですが、ちょっと聞き方が悪かったかと思います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 細かい部分はもしかしたら課長の答弁となるかと思いますが。景観形成の重点地区については、牧之通りを想定しています。牧之通りだけです。景観形成の推進地区については、つむぎ通りと毘沙門通りで、行政としては景観形成がこれからどのように地元が醸成していくのか、そこに係ってくるのかと思っております。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 景観形成推進地区につきましては、今ほど部長から話がありましたとおり、つむぎ通りと毘沙門通りになるのですけれども、そして、重点地区につきましては牧之通りになります。こちらの3地区については既に組合の皆さん方に話しをして、了解はいただいているところでございます。あとは条例の制定を待つだけという状況であります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 私がこれは確認をしたのですけれども、見落としがあったら申し訳ないのですが、こういう条例をつくる時は、例えば私は市長がこの条例にとらわれないという一文というのは、やはり大事なのかという思いがあるのです。市長が特に許可したものは、例えば景観条例からという視点は、これはちょっと条文を見てもどこにもないのですけれども、その確認をしてほしいです。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 こちらの景観条例につきましては、実は全て駄目というわけではございませんで、壁面につきましてはアクセントカラーとして、面積の 20%以下の割合で禁止色も可能になっております。ですので、全て禁止色は駄目だというふうになっているわけではありませし、条例の中では景観審議会を設けることになっておりますので、必要が生じれば景観審議会の中でもんでいただいて、条例を改正することは可能と思っております。ただし、やはり景観保全効果が低下する懸念がございますので、やはり条例につきましては不公平感がないように一律に適用するべきだと考えております。

以上です。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 答弁になっていたような、答弁になっていないような気がするのですけれども、私は要は市長が認めたときは景観条例なしでできますという事態もつくっていたほうがいいのではないのかという思いがあるのです。そこをしたほうがいいのではないかと私は思うのですが、それを計画審議会でやればいいのかというのは、また時間がかかったりもするわけです。何をするにも市長が許可をすれば、そういうことが私はいろいろな投

資だって——ひょっとしたら大きな投資があるかもしれないわけです。でもこれが引っかかっているということになれば、市の発展がこれによってちょっとと疑念が湧いたりもするわけです。例えば農業振興地域だってあるわけです。農業振興地域の良い点もあれば、悪い点だってあるわけではないですか。それと同じように、足を引っ張らないですかという心配がちょっとあるので、それを市長が特に認めればという一言だけ入れておけば逃げられるのではないですかという視点はなかったのか。

○議 長 建設部長。

○建設部長 議員がおっしゃることも分かるのですがけれども、その視点としてはこの条例の中では私どもにはなかったです。ほかの参考としているいろいろな自治体の条例を見ましても、その部分については触れていない部分が多くございまして、それと同様に私どもの条例も参考にしているということですので、そこについては触れていないということになります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 57 号議案 南魚沼市景観条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 58 号議案 南魚沼市下水道条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第 58 号議案 南魚沼市下水道条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、能登半島地震において下水道排水設備等の工事を行うことができる指定工事店の不足により復旧に遅れが生じました。この事態に対応するため、災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた工事店に工事を行わせる必要があると認めるときは、市長による指定を受けていない工事店であったとしても、排水設備等の工事を行うことができる標準下水道条例が改正されたことにより、南魚沼市下水道条例の一部を改正し、災害等の場合において下水道排水設備等の早期復旧を図ることができるよう、ただし書を追加し改めるものであります。

次に、第 33 条排水設備等指定工事店の指定手数料の納付時期について、現行では指定を受けた後に納付しなければならないとしています。しかし、南魚沼市水道給水条例では、指定給水装置工事事業者の指定手数料を申込みの際に徴収していることから、納付時期を水道事業に合わせるよう改めるものです。

議案書 3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 7 条、排水設備等の工事の実施の第 1 項中「行ってはならない」の次に、「ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。」を加え、第 33 条、手数料の徴収の第 1 項中「について」の次に「申請の際に」を加え、同条第 2 項を削るものです。

1 ページに戻っていただいて、附則として施行期日は、公布の日からとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 内容は分かりました。ちょっと確認したいのですけれども、改正案のほうで、下線が書いてある部分が変わったのですけれども、ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせることができる。こうしなければ災害時は大変だと思うのですけれども、ただ私はちょっとど素人で心配なのですが、南魚沼市が指定した、それで他市が指定した、その業者の指定基準みたいなのは大体同じなのでしょうか。とんでもなく違えばまたこれもちょっと問題になるのですけれども、そこら辺だけちょっと確認したい。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 許可基準は全国統一的なものだというふうに認識しております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 58 号議案 南魚沼市下水道条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 58 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 18、第 59 号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第 59 号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、能登半島地震において個人が管理する宅内給水管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化したことから、災害その他非常の場合において、地元の給水装置工事事業者の確保が困難になると判断されるときは、他の水道事業者が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能にし、対応できる事業者を拡大して、宅内給水管の早期復旧を図ることができるよう改めるものです。

議案書 3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 11 条、給水装置工事の第 3 項ただし書を、「ただし、次の各号に掲げるときを除く。」とし、(1)軽易な修繕を行うときと、(2)災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が水道法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるとき。」に改めるものです。

1 ページに戻っていただいて、附則の施行期日は、条例の公布の日から施行するものです。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

3 番・大平剛君。

○大平 剛君 実務的なことでお聞きしたいのですが、これは例えば能登半島地震の災害を元にしてということですが、例えば災害が起こったときに、とてもこれは市内の業者だけでは対応できないと思ったときに、どのように市外業者に対して当市に来てもらって、できますということを伝えるかという点があると思うのです。どのタイミングで伝えてやるかによって、そのタイミングが例えば全然公表しないで取りあえず来てみてください、そのとき許可を出せるかどうかという話になるのかという、そういう実務的には今どういう対応を考えているかちょっと確認させていただきたいと思います。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 今回の復旧の考え方ですが、水道は人の体に入るものですので、許可を受けていない業者が施行することはできません。それが大前提です。災害のときは、応援態勢を組んでいただきますが、日本水道協会を中心に他の市町村の方が、他の市町村で許可を受けている業者を連れて、南魚沼市に応援に来ていただく。個々の業者が個人で応援に来るのではなくて、各市町村の事業体の方が一緒になって工事店を連れてきていただいて復旧をするということを前提に考えておりますので、そういう状況になった場合には、非常の自体だということで施工を許可するというふうに考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 59 号議案 南魚沼市水道給水条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 59 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで休憩いたします。再開を 15 時 15 分といたします。

〔午後 3 時 01 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 3 時 15 分〕

○議 長 企画生活課長より発言を求められていますので、これを許可します。

企画政策課長。

○企画政策課長 先ほど、第 52 号議案の一般会計補正予算のところで、目黒議員からの質問で米っこポイントについて、私から通常であれば 100 円で 1 ポイントという発言をさせてもらったのですが、正しくは 110 円で 1 ポイントでした。大変申し訳ありませんでした。

○議 長 日程第 19、第 60 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消 防 長 第 60 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正について説明いたします。

火災予防のため、火気設備についてはその位置や構造、器具の取扱いなどについて、消防法施行令に基づき条例で定めております。その基準となる対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正が行われたことにより、南魚沼市火災予防条例について一部改正を行うものです。

主な改正点は、リチウムイオン蓄電池設備など新たな種別の蓄電池設備、蓄電池設備の大容量化などへの対応、また、新たに固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離を定めるものです。

5 ページの新旧対照表をご覧ください。第 11 条第 1 項第 3 号の 2 は、これまでキュービクル式に限っていた変電設備の建物との距離について、設備共通に求められる措置として適正化を図るため、「キュービクル式のものにあっては、」という文言を削るものです。

次の第 11 条第 2 項は、「おおわれた」を漢字にする文言修正です。

次の第 11 条の 2 は、コネクターを用いて充電する急速充電設備は、6 ページの第 4 号で、

雨水等の浸入防止措置の講じられた筐体に収めることを加えるものです。

第13条第1項は、蓄電池設備の規制対象単位をアンペアアワー・セルからキロワット時に改め、蓄電池容量に応じた構造や設置方法を整理するもので、10キロワット時以下のもの及び、10キロワット時を超え20キロワット時以下の蓄電池設備で出火防止措置及び延焼防止措置がないものは、地震等により容易に転倒し、亀裂や破損しない構造とすること。また、それが開放形鉛蓄電池の場合は、その電槽を耐酸性の床上又は台上に設けなければならないとするものです。

第13条第3項は、屋外に設ける蓄電池設備は、改正案文中の括弧書きで示されたものを除き、建築物から3メートル以上の離隔距離を設けるものと規定するもので、ただし書により、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面する場合は、離隔距離を不要とできるとするものです。

次の第4項は、今回の改正によって参照する条項を整理するものです。

7ページの第44条第1項第13号は、火災の発生するおそれのある設備で、消防長に届けなければならないとしている設備から、蓄電池容量が20キロワット時以下の蓄電池設備を除外するものです。

次の別表第3は、火を使用する設備と建築物等との距離について、火災予防上安全と認める距離を示したもので、改正案の厨房設備の種類中、8ページ中段にあるように、新たに固体燃料の種類を追加し、木炭を燃料とする炭火焼き器の離隔距離を定めるものです。

最後に、3ページに戻っていただき、附則をご覧ください。

第1項は、施行期日で公布の日からとしたいものです。

第2項は、第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるものについての経過措置で、令和7年12月31日までの間に設置されたものについて適用除外とする経過措置を定めるものです。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1点お伺いいたします。6ページの第13条、蓄電池設備、1行目の括弧の中で蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のという表現がありますが、7ページの第44条の(13)蓄電池設備、蓄電池容量が20キロワット時以下のものというふうにまとめて書いてあるわけですが、13条については令和5年の消防庁告示第7号の記述に従って、こういう文言なのか分かりませんが、内容的にはほぼ同じものであって、文言が44条の20キロワット時以下のものに統一してよいのではないかと思いますので、ここら辺はどうなのか。

○議長 予防課長。

○予防課長 ただいまの寺口議員からのご質問ですが、今回の規制単位の変更によりまして、4,800アンペアアワーが各蓄電池の種類によって規制単位がまちまちになるためにキロ

ワット時に変更したものです。よって、4,800 アンペアアワー未満のものであっても今回の法令改正で規制対象に該当するものも若干あります。よって、今回の10キロワット時以下のものについても耐震等、転倒の際に火災が起きないように条例で文言が入っておりますし、届出のほうで20キロワット時というのは、そのくらいの規模のものは国のほうは火災危険がほぼ少ないということで消防の届出に該当しないということで、このような文言に改正されています。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今説明があったように、統一して結局は20キロワット時以下にすれば10キロワット時以下のものも全部含まれるであろうと思うので、こういう書き立てになるというものは消防庁の通達といたしますか、そこにこういう表現があるから、それにのっとったということになるかということを知りたいです。

○議 長 予防課長。

○予防課長 寺口議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第60号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第20、第61号議案 南魚沼市ディスポーザー設置条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長 第61号議案 南魚沼市ディスポーザー設置条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、公益社団法人日本下水道協会において、直接投入型ディスポーザーの規格が新たに制定されたことにより、南魚沼市で設置できるディスポーザーの要件を、この規格に適合する文言に改正するものであります。

議案書 3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 3 条、設置要件等の第 2 項第 2 号中、「「下水道のためのディスポーザー排水処理システム性能基準（案）（平成 16 年 3 月）」に適合する旨の評価を受けたもののうち、管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が認めたもの」を「公益社団法人日本下水道協会の定める規格「直接投入型ディスポーザー（J S W A S K-20）（令和 6 年 3 月）」に基づく規格適合評価及び製品認証を受けたもの」に改めるものであります。

また、第 3 条第 2 項第 2 号を改正することにより、「管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」が削除されますので、第 5 条に「管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」の文言を追加するよう改めるものであります。

1 ページに戻っていただいて、附則として、施行期日は、公布の日からとするものです。また、経過措置として、この条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされているディスポーザーに係る、第 3 条第 2 項の規定の適用については、なお従前の例とするものであります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 61 号議案 南魚沼市ディスポーザー設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 61 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 21、第 62 号議案 南魚沼市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 62 号議案 南魚沼市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本条例は、地域産業の成長発展の基盤強化を図るため、国の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、市内で企業が土地建物などの取得を行

った場合、その導入後3年度分にわたり固定資産税の課税を免除することができる条例です。

この固定資産税の課税免除については、国からの交付税により減収額に対して4分の3補填されるものですが、このたび総務省令の一部改正があり、その適用期限が3年間延長となったことから、これに対応すべく条例の一部改正をしたいものであります。

それでは、内容についてご説明申し上げます。3ページ新旧対照表をご覧ください。現行の第3条中、令和7年3月31日とあったものを令和10年3月31日に改めます。

1ページに戻っていただき、附則としまして、施行期日は公布の日からとし、適用を令和7年4月1日からとしたいものです。

本来であれば、省令の施行期日が4月1日であることから、専決処分をさせていただき、5月の臨時会において報告とすべきところでしたが、今回の提案となってしまいました。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第62号議案 南魚沼市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第22、第63号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

経営管理部長。

○経営管理部長 それでは、第63号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、南魚沼市民病院の第2病棟において、地域包括ケア病床を8床増床し、病床が慢性的に不足している状況を解消することで、新規の入院や病病連携による入院患者のスムーズな受入を促進し、在宅復帰の支援体制を強化するものでございます。

改正する条文につきましては、新旧対照表でご説明いたします。3ページをお願いいたし

ます。第2条第3項で定めている南魚沼市民病院の病床数を144床から152床に改めるものです。

1ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、公布の日から施行するものとしてのものです。

以上で、第63号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第63号議案 南魚沼市病院事業の設置等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第23、第64号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 第64号議案 市道の路線変更についてご説明いたします。

今回、市道1路線の変更について、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものです。

1ページの表をご覧ください。表のとおり、その他市道西枯木又線の終点を変更し延長を減としたいものです。

めくって3ページをご覧ください。西枯木又線の変更詳細図になります。この路線は昭和57年12月、旧六日町時代に県道の旧城内焼野線の改良に関連し町道として引き受けたもので、当時、区域を超えて認定するために十日町市議会から議決を経て承諾をいただいた路線になります。

42年が経過しておりますが、昨年十日町市との事務協議の中で取上げられ現地を確認したところ、南魚沼市境から十日町市側は管理不能となっており、将来的にも改良する予定がないことから終点を変更するものです。

なお、既に十日町市議会からは変更について承諾の議決をいただいております。よって、

当該路線の終点地番を十日町市中条丁 434 番 2 から市境の四十日 1639 番 2 とし、延長を 498.4 メートル減とし、総延長で 4,160.5 メートルとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 十日町市の部分につきましては管理不能だということで、両市のほうで調整しながら落としたということですが、そうなりますと、市道認定はどこでも図面上でも何でもできるわけですが、南魚沼市側は管理可能という考え方でいいのでしょうか。そこだけ確認したい。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今のご質問ですけれども、実は本来なら当市側も、その市道の図面の真ん中よりちょっと上のほうに南沢という左斜め上の辺りに見えるかと思うのですが、その当該市道からその部分、等高線に向かってそこにちょうど林道がございます。その間より上を本来であれば南魚沼市側も廃止したいというところなのでございますけれども、そこからの十日町市堺までまだ残りが 2 キロメートルぐらいあります。それも実は交付税等の影響を考えると、当市側の認定はそのままにしておきたいということでございまして、そこまでの間につきましてはうちのほうとしても管理しているところでございますけれども、そこから上については管理していないということでございます。

以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 64 号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 64 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 24、第 65 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、及び日程第 25、第 66 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦について、以上 2 議案を一括議題いたします。2 議案を一括して提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 65 号議案から第 66 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、一括して提案理由を申し上げたいと思います。

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき法務大臣に候補者を推薦するにあたりまして、議会のご意見をお伺いするものであります。

それでは、第 65 号議案から第 66 号議案まで順に申し上げます。まず、第 65 号議案です。このたび、人権擁護委員として 1 期 3 年間にわたりご尽力いただきました池田みね子さんが、令和 7 年 9 月 30 日付で任期満了により退任されます。池田さんの後任として富所希代子さんを推薦するにあたり、議会のご意見をお伺いするものであります。

富所さんにつきましては、勤務の傍ら書道教室を主宰しており、子供から大人まで書道の指導・普及にご活躍されています。また、赤石小学校での書初め指導のほか、見守り隊やパトロール隊もされておりまして、人格、識見ともに優れた方であります。

次に、第 66 号議案であります。人権擁護委員として 2 期 6 年間にわたりご尽力いただきました小島敏行さんが、令和 7 年 9 月 30 日付で任期満了により退任されます。小島さんの後任として牛木治さんを推薦するにあたり、議会のご意見をお伺いするものであります。

牛木さんは、長い行政事務経験を有し、現在は大和市民センターに再任用で勤務をされています。窓口での対応にあたり、市民の話をよく聞き気持ちに寄り添うことを大切にされておりまして、職員からの信頼も厚く人格、識見ともに優れた方であります。

なお、お二人の任期は、令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日までの 3 年間となりますので、よろしくご審議をいただきまして、ご意見を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 2 議案を一括して質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 65 号議案、及び第 66 号議案の人権擁護委員の候補者の推薦についての 2 議案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 65 号議案、及び第 66 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議 長 日程第 26、第 67 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 67 号議案であります。財産区管理会財産区管理委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

本議案は、財産区管理委員の選任につきまして、財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。大字塩沢財産区につきましては、令和 7 年 6 月 30 日をもって任期満了となる委員 1 名の後任と、令和 7 年 6 月 30 日をもって辞任届が提出されている委員 2 名の後任、計 3 名を選任する必要が生じています。

同財産区から新たな委員の選出の報告がなされ、議案書に記載いたしました笛木隆さん、上村定嘉さん、青木俊雄さんの 3 名を選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

任期につきましては、地方自治法第 296 条の 2 の規定によりまして、令和 7 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日までの 4 か年となります。

よろしくご審議いただき、ご同意を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議長 長 採決いたします。第 67 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任について（大字塩沢財産区）は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 67 号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 長 日程第 27、第 68 号議案 工事請負契約の締結について（大改小第 1 号 北辰小学校大規模改修（その 2）工事）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 68 号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、南魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条に規定している予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事の契約でありまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案 1 ページ、契約の名称は、大改小第 1 号 北辰小学校大規模改修（その 2）工事。契約

の方法は、制限付き一般競争入札。契約金額は、2億1,230万円。契約の相手方は、伊米ヶ崎・丸川屋特定共同企業体。

3ページは、建設工事請負仮契約書です。契約期日は、4ページにあるとおり令和7年4月22日、工事期間は、議会の議決を得た日から令和8年2月28日までです。議会の議決をもって本契約とみなすものです。

7ページは、入札調書です。市の発注基準に基づき、特定企業体からの参加を要件とし、3特定企業体からの応札により、税抜き価格1億9,300万円、落札率96.6%で落札となったものです。

8ページは工事概要、外壁改修、防水改修、外構改修工事ほか記載のとおりとなっております。

9ページから13ページが、工事場所の位置図、平面図です。

以上で第68号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第68号議案 工事請負契約の締結について（大改小第1号 北辰小学校大規模改修（その2）工事）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第28、第69号議案 工事請負契約の締結について（六給工第1号 南魚沼市統合学校給食センター整備事業）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第69号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、令和5年9月5日に議決をいただきました南魚沼市統合学校給食センター整備事業につきまして、変更契約を締結したいものです。

議案1ページをご覧ください。契約の名称は、六給工第1号 南魚沼市統合学校給食セン

ター整備事業。

契約金額は、(1) 変更前が、21 億 7,800 万円、(2) 変更後が、24 億 7,033 万 8,200 円、(3) 変更増となるのは、2 億 9,233 万 8,200 円です。

変更増となる金額が、変更前の金額の 13.4%に当たり、かつ 1,000 万円以上となり、市長の専決事項の指定範囲を超えていることから、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

契約の相手方は、S. T. N. N. D南魚沼共同企業体グループで、代表企業は、新潟ガービッチ株式会社です。

3 ページをお願いいたします。委託変更仮契約書です。契約期日は令和 7 年 5 月 20 日。議会の議決をもって本契約とみなすものです。契約金額の変更のほか、履行期限を令和 7 年 9 月 30 日から令和 8 年 3 月 31 日に変更するものです。

6 ページは、工事変更概要です。1 の項目は工事名称、2 は工事場所です。3 の変更の内容では、項目ごとに変更部分を表にまとめて、それぞれの変更増減額を税抜き額で記載しています。表中の主な変更内容の欄の項目それぞれについて、その下、4 の変更の理由でそれぞれの変更理由を説明しております。

今回の変更内容は、本年 3 月定例会の一般会計補正予算（第 9 号）の継続費補正で説明した内容となりますが、物価スライド相当額については、当初契約から 1 年を経過した令和 6 年 9 月時点の未発注部分についての物価上昇分で、令和 7 年度の物価スライド相当額を含まないものでございます。このたびの工期延長に伴い諸経費率も変更となりますので、これらにつきましてはまた適切な時期に改めて算定し議会にお諮りしたいと考えております。

7 ページ以降は、図面類の資料となります。なお、図面中の吹き出しにある片括弧の番号は、6 ページの 4、変更の理由にある片括弧の番号と整合したものとなっております。

7 ページが外構の計画図、8 ページは宅外排水、9 ページは盛土工事の図面です。10 ページは建物 1 階平面図、11 ページは 2 階平面図、12 ページは地盤改良の図面となります。

以上で、第 69 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この統合学校給食センターの工事でありますけれども、今年の 3 月定例会において、令和 6 年度の一般会計補正予算のときにも審議をいたしました。令和 7 年度に持ち越し継続費として 6 億 1,072 万円というのがありましたけれども、令和 7 年度に持ち越しをするという工事の中に、既に令和 6 年度において工事を発注して済ませたものがあるのではないかという質疑をしたときに、教育部長はありますと答弁をしたわけであります。そうするとその後、教育部会の中ではどんな話があったか知れませんが、議会議決を経ずに予算を執行したと、私はそういうふうに考えたわけでありますけれども、議会議決を経ずに予算を執行したということがあったのか。そのことをもう一度伺います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 寺口議員がおっしゃっているのは、一番先に工事を行った盛土等の部分だと認識しています。デザイン・ビルド方式、しかも継続費3年の予算をいただいてやっている事業でありますので、その3年の中で工程を変更するということはデザイン・ビルド方式の特性からしてもある程度自由度はあると考えています。しかし、最初に着手が遅れたことで、工程を変えて外構から工事を進めたということについては問題はないかと考えておるのですが、その工事は結局、金額のかかなりの増額がある部分だということがこういった今議論になっているのではないかと考えております。

こちらとしましては、着手が遅れたことによって工期は後ろに伸びましたけれども、3年間の工期の中で何とか工事を終わらせたいというところもありました。また、その時点では増減額に係る額の検討ですとかを工事と同時並行的にやっておったわけですがけれども、最終的な全体工事費の見通しが定まらない中で、金額と工程と一緒に議会上で説明することはなかなか難しかったということで、こういう事態になっていると考えております。でありましたので、令和6年9月の総務文教委員会で着手が遅れたため工期を延長したい。また、工程を入れ替えて変更したい。それに伴って供用開始の時期も半年ほど遅れますということで、そういう方針で行きたいという報告をさせていただいたところです。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 私が聞きたいのは、当初契約が21億円だったわけです。その範囲の中で工事を発注する。それが令和6年度、令和7年度になる、それはいろいろな事情があるでしょう。しかしながら、どうも排水路、盛土関係の部分の当初見積りの中でいくと、令和7年度に持ち越すといった部分のあらかたが令和6年度に既に発注されて工事をされている。ということは、議会議決を経た21億円を超えた部分を、議会議決を経ずに発注して工事をしてしまったということではないのかということをお聞きしたわけです。この部分についての明確な答弁をお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 そちらの工事をやった部分について、一つ一つ判断すれば確かに議決して増額をいただかなかった部分を着手したという事実は間違いのないと思いますが、予算の令和5年、令和6年、令和7年と各年度の予算配分はありますけれども、その予算の範囲内で行った工事ということは間違いのないと思いますので、その辺は違法ではなかったと考えております。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ですから、議会は予算を通しながらその後入札は行われ、そこで落札業者が決まり、契約をするわけです。その契約の金額の中で仕事が早い遅いというのであれば、これはそういう事情もあるだろうということである。ところがこの範囲を超えた部分を議会議決も経ずに発注して工事をしてしまったというふうに今、教育部長が言ったと私は考えま

す。そうすると、そういうことをされて、議会としてそういうことが起きた責任の所在を明確にするべきだと求めているわけです。

申し上げれば、3月定例会の一般会計補正予算の中でいきますと、排水路、盛土については継続費で2億1,000万円ほどというふうに出ていました。しかしながら、今回の変更契約でいけば9,000万円ぐらいです。半分以下になってきている。ここはどういう形で教育部が話を収めようとしているのか分かりませんが、議会としては何遍も言います。議会議決を経ないで予算を発注して、工事をしたということは大変なことをしてしまったのです。それを今、教育部長が認めたということでもありますから、それに対してやはりきちんとした責任の所在、処分もあるでしょうけれども、そういうところをはっきりさせてもらいたい。そういうことで質問している。3回目ですからこれで終わりますけれども、明確な答弁をお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 継続費の3年間、定められた工期の中で供用開始を目指してやっていくわけですが、変更の事項が出た事象に合わせてその都度工事を中断して議会にお諮りして認められた後、また工事を再開というような手はずがよかったのかというところに関しましては、私も何とも言えるところがないと思っています。総合的に判断してそうせざるを得なかったというところを感じているところです。

〔「議長、動議」と叫ぶ者あり〕

○議 長 中沢議員、理由を述べてください。動議は成立しています。

○中沢一博君 私はこのまま採決に……（何事か叫ぶ者あり）

○議 長 何の動議か……

○中沢一博君 私は議会としてやはり……（何事か叫ぶ者あり）休憩動議であります。

○議 長 休憩動議ですか。（「はい」と叫ぶ者あり）賛成者は……。

○議 長 はい。では、休憩といたします。

〔午後3時59分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後4時05分〕

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、例えば新しく予算として計上、追加という形でやった内容を地元の回覧板として、いつ回しましたでしょうか。定例会の前に回したのでしょうか。それとも後でしょうか。この議案に関して、こういうことをやりますということを市民の皆様にもどのような形でしたのか、その日時等をお聞かせください。（何事か叫ぶ者あり）こちらのそうです……（何事か叫ぶ者あり）給食センターです。

○議 長 給食センターの回覧板というのはどういう部分になるのですか。

○中沢一博君 地元で、こういう工事を行いますのでという回覧板を回したかと思います。それはいつの日にもちで回したのでしょうか、お聞かせください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 地元への回覧板のお話をいただきましたが、施工業者のほうが出したのではないかと思われますが、私どもはいつ出たか、どんなものが出たかは把握しておりません。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 施工業者はこの案件が追加なのか、それとも中に入っているのか、そういうのが分からないでそういうことをやっているのでしょうか。全部それをトータルで最初から設定してやっているはずですけども。

○議 長 もし質問の内容が分からなければもう一回答弁してからでも。
教育部長。

○教育部長 その回覧板の内容がどんなものかが分からないので、何を事業者が把握していたかはちょっと分からないのですけれども、事業者としては、排水先の協議が長引いたため着手が遅れたので、当初は雪降り前に建屋を建てて、冬期間に内部を行うという計画だったのですけれども、着手が遅れたためその順番だと冬場の工事が進まないで、工程を変えて今度は外構から先にやるというところは当然請負業者側と私どもが協議をして決めたことでありますので、そういった点は分かっていた内容だと思っております。

以上です。

○議 長 15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、発注というかその部分はどういう回覧板を回したこと自体も分からないという、そういうことでしょうか。勉強を全くしていない中で業者が独自にやったというふうにみなしてよろしいのでしょうか。

○議 長 教育部長。

○教育部長 どういう回覧板が出たかは把握しておりませんが、請負業者と市が協議をして、どういう工程でいこうかというところは当然協議をしてやっておりますので、業者が勝手にどうのということではございません。

○議 長 17 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 そもそもこの工事の今のデザイン・ビルド方式というのは、そういうふうに柔軟で予算を使えるというような考え方なのかということと、今現在幾ら予算を使っているのか明確に教えていただければ、今出張っているのか出張っていないのか分かりますので。その答弁が全く、先に使っているとさっき教育部長が言ったから、それはちょっと私はおかしいのではないかと思うのだけれども、今の予算の範囲の中だったら別に分かるのだけれども……（何事か叫ぶ者あり）それをしっかり答弁しなければ、何を言っているかちょっと分かりません。答弁、しっかりお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 デザイン・ビルド方式はある程度自由度があるというのはそのとおりでございます。まず最初の幾ら使っているかということですが、今日の継続費を議案のところでもありましたが、そちらのほうへ令和 6 年度までの実績の額が出ております。あと、予算は先

に使ってしまったというような議論が出ておりますけれども、令和6年度予算、継続費の年割額が約20億円ぐらいあったと思いますが、その中で予算を執行しているので、予算がないのにその工事を先にやったというのは、項目にすれば今まで議決いただいた予算の部分でありますけれども、予算がないのに執行したということにはならないと思います。

○議 長 17番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 予算の中で収まっているのか、今の答弁だといまいちそこがはっきり分からないので、それを聞いているのです。大丈夫です、今はまだここで審議している予算は使っていませんと——それは工程自体はいろいろひっくり返っているかもしれません。そういう工事の変更があったので、それは分かるのだけれども、今審議している予算はまだこれからです。その中で使っているのですということを言えばいいけれども、教育部長、申し訳ないけれども言い方が全然分かりません。それをお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 予算内での執行というところに関しては間違いございません。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 今ほどの答弁にありましたけれども、3月定例会に4億8,200万円の継続費補正が出ています。このときに4億8,200万円の継続費の内容ということで第3号議案の説明資料もそのときいただきました。これを見ると排水路の布設ですとか盛土ですとか、敷地内排水の変更工事も含めてこの継続費補正の4億2,000万円の内容がこうですということでしたが、そのときの14番議員の既に盛土等含めて排水路工事等終わっているのではないかという質疑の中で、そこは実は終わっていますという答弁をいただいたかと思うのですけれども、それと今の教育部長の答弁がどうもかみ合わないような気がするのですが、そこについてちょっとご説明をお願いできればと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 何がかみ合っていないかというのがちょっと分からないのですが、ご指摘のとおり3月定例会で、寺口議員から今審議している部分の盛土工事等は終わっているのではないかというご意見をいただきまして、私も「はい、終わっています」と答えています。それは間違いございませんので、今の議論になっているかと思います。その部分だけを考えれば、確かに追加で盛土工事を行う部分は項目とすれば増額部分がまだ議決されていないので、そういった部分であれば外枠でありますけれども、令和6年度の年割額、先ほど申し上げました20億円の中の範囲内で行った工事であるということは間違いのないというふうな答えになります。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 あまりよく分からないのですけれども、今の話でいくと総額予算があれば、例えば当初契約をして継続費の予算の範囲内であれば、契約とは関係なしに範囲内の工事は契約していないものも含めて何でもやれるというようにどうも聞こえたのですけれども、そこをやはりそこまでではないだろうと思うのです。例えば排水先も変わったり、盛土工事も

必要になったりということで、工事費が増して継続費の補正が出て、その内訳としてきちんとこういう資料も出して、それからいえば、これらについてはこれまで議会に全くかかっていない、追加でそういう補正を出してきた。どう見ても議会としてはそういうふうに考えて、そういう説明だろうと思って聞くわけです。

ところが、現場はそれが既に終わっていたということになるわけですから、その終わったのを戻せとか、どうするという事ではないですけども、少なくともそういうそごがあるのであれば、3月定例会からこの6月定例会までの間で、当日14番議員からもそういう指摘があつて、そういう答弁も教育部長しているわけですから、何らかの説明や、こういうことでこういう事態になったというような話や、例えばそうであれば、これだけ大きいことであれば変更契約を急ぐとか、いろいろの手があつたと思うのです。

それをまた3月定例会でもそういう指摘を受けて、またこの6月定例会で今度は変更契約が出て、内容については、いや範囲内ですから、デザイン・ビルド方式であれば問題がないというようなご認識であれば、大きな問題があるのではないかという気がするのです。その辺について教育部になるのか、市になるのか分かりませんが、やはりご認識を伺わないと——この変更契約自体が大きく問題だとは思っていませんけれども、そのやり方、内容といいますか、そこにはちょっと大きなそごがあつたのではないかと考えていますので、その辺についてお考えをお願いしたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 去年の秋時点——着手したときなのですけども、その時点では先ほども若干申し上げましたが、それに対する変更額等も定まっていませんでしたので、それを一緒に議会に出せる準備がまだ整っていなかったということが理由としてあります。ですので、同時並行的に工事の進捗を見ながら、まずは工期の順番、工期の長さ等を総務文教委員会で説明をさせていただいたところでありまして、議会の本会議には出せる材料はなかったですけども、そこだけは報告を先にしたいということで、総務文教委員会で報告させていただいたところでありまして。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 デザイン・ビルド方式というのは設計と施工一括ですから、業者も工事をする前に施工業者も含めて設計の内容もみんな分かっている、一体になってやっている。これがデザイン・ビルド方式ですから、それが3月定例会の時点でもう工事が終わっている。これはもう設計も施行も含めて全部デザイン・ビルド方式で請けた業者が把握をしている。そうして把握をしてやっている。これがこの契約の大きな特徴だと思っているのですけれども、それが期間も金額も含めて議会に出せるような内容がはっきりと分からない。本会議に出せるような状況ではない。そういうことになるとうデザイン・ビルド方式とは何なのだということになると思うのです。

ですから、そこまでやって3月定例会の時点でもう既に現場は施工が終わっているわけで

す。一括施工でやっておいて、それを内容も金額も期間もなかなかまだはつきりしないので出せなくて、それがまたこの6月定例会になってようやく変更契約ができるというのはやはり、ちょっとそうですかという話にはならないと思うのです。そういうことだと、今後デザイン・ビルド方式というのはもう議会関係なく、総額を出してあればそちらである意味何でもできますみたいなことになってしまうわけです。これは今の教育部長の答弁でいくとこれまでの議会議決の取扱いですとか考え方が大きく崩れてしまうような気さえしているので、そこはもう少し、教育委員会だけでなく、例えば総務部のほうも契約の慣行を含めてきちんと考え方を示していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 ご指摘ありがとうございます。デザイン・ビルド方式は本当に難しいです。今から——もう結果論ですけども、今から考えれば梅沢議員が何度もおっしゃっている3月定例会の時点でというところですよ。令和7年度の継続費をお願いしたわけですけども、その時点で変更契約をしたという部分をもう少しよく考えてこの事業を進めるという認識を持てばよかった、それはそう思います。それを持たずにここまで来てしまったということはおわび申し上げるしかございません。大変申し訳ありません。今後こういったことの経験を生かしまして、デザイン・ビルド方式がよりよくなりますように検討してまいります。よろしくお願いします。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりましたというか、分かりたいのです。デザイン・ビルド方式のよしあしというのが、今回この件で3月定例会からずっとやってきて分かったことに対してこれだけ議員が質疑をして、何がどういうふうになっているのか説明してくれということに対して、当然ながら明確に言えないことだってあるのです。それもあくまで大人の世界だから理解しなければいけないというのは分かっているのだけれども、我々は立場として正しく提案されたものに対してきちんと議論して審議して、それで承認していかないと、我々の目というのが節穴になってしまうのです。

だから、確かに工事をする側のいつまでにやらなければいけないということも分かる。地域に住んでいる人たちに迷惑かけられない、どうにかしなければいけないということも分かる。物価高騰によって工事費が高くなってしまうのも分かる。ただ、きちんとしたものを順番どおりに説明してもらわない限り、我々が我々の立場を維持できないのです。この件に関しては、承認ができないから。

だから、今の総務部長の答弁からすると、分かりましたとのまざるを得ない部分もある。教育部長の今までの答弁がちょっとずれたりしたものもしようがない。だから、最後にもう一回きちんと予算の範囲内では行われていて、フライングして何かを発注したということではなくて、やむを得ずどこからから予算を流用したりしたところはあるかもしれないけれども、その辺り、予算内であるということとフライング発注をしていないということと、その部分を明確にしてもらえれば最終的に判断しますから。

○議 長 教育部長。

○教育部長 予算の範囲内であることは間違いございませんが、一番先にやった外構工事、盛土を含めてですが、そこは当初の予定の内容とは違う工事でありましたということです。

○議 長 8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 今の教育部長の答弁の後半部分に正当性をきちんと持たせるならば、市と業者間の間で協議をしてやむを得ずそういうふうにしたということが何か規定の範囲内で物事が片づくような理由づけがあるのか。それに基づいてそう判断しましたと言ってもらえれば、理解はできます。その点、どうでしょうか。

〔何事か叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑の途中ですが、ここで休憩いたします。再開を 16 時 45 分といたします。

〔午後 4 時 28 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 4 時 44 分〕

○議 長 本日の会議時間は、日程第 28、第 69 号議案までとしたいので、あらかじめ延長します。

教育部長。

○教育部長 永井議員のご質問に対してお答えします。どういう経緯で業者と話しをして、何か決めがあって変更等が決められているのかというご質問だったかと思います。今回の工事委託契約約款——市の建設工事請負基準約款とほぼ同じ内容なのですが、そちらの約款の第 29 条には条件変更等ということがありますし、第 30 条には入札説明書等の変更という項目があります。ですので、例えば今回の場合ですと、第 29 条の条件変更等によりまして排水先が変わりました。よって、こういう工事に変更になりますということを市のほうから請負業者に指示をして協議して、では何から始めようかということで決めたものになっております。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 今の答弁を聞いていますと、業者と市の関係はそうなのだと思うのです。一番今ここで問題になっているのは予算です。予算をどういうふうな考え方で執行しているかというところが一番問題になっていて、そこがやはりさっき質問の中で言いましたけれども、継続費でも年度で予算を組まなければならないのです。継続費だからみんな一緒くたにして使ってもいいという考え方が、多分失礼ですけども答弁の中で、教育部長の中にはあるような気がするのです。そういうふうなことだと幾ら話をしても駄目だと思うのです。

だから、まずこれは財政のほうに聞きたいのですけれども、総合評価落札方式というのは、今、教育部長がこう考えているらしいようにその年度の中ではある程度自由に予算を使っていいのだということなのか、もしくはやはり各年度予算だから、予算が大きく変わるときはきちんと予算議決をしながら進めなければならないのではないかと——私は思う

のですけれども、そこがもしそうしないとみんな造っていけば、その総額の中にはあるのだけれども、絶対足りない事業が出てきます。そんなことをやっていけば果てしなく何でもできるのです。そこら辺を財政のほうからも少しご助言いただいて、そして考えたいと思いますので、そこら辺も含めてお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 私の説明が悪かったら申し訳ありません。予算の範囲内と言ったのは年割額を飛び越えて何を使ってもいいという説明をしたつもりがなかったのですが、そう受け取られたのだったら大変申し訳ありません。令和5年度、令和6年度、令和7年度と年割額は決まっていますので、先ほど私が、当初の契約のときは令和6年度分が20億円弱と申し上げましたけれども、契約を見たところ15億2,000万円ぐらいでありましたが、その範囲内は出ていませんという説明でありますので、年割額を飛び越えて使っていいとは私も認識しておりません。

○議 長 総務部長。

○総務部長 佐藤議員のおっしゃるとおりで、もう一回立ち止まって3月定例会のときに考えればよかったのです。ただ、ここでもう継続費を議決していただいているという事実がありますので、それは取り返しがつかないのですけれども、年度内で行う工事が何であるのかということをもう一回再認識した上で、3月定例会のときにそれをご説明するといったことが必要だったと思っております。ただ、それが今なされていないというのは先ほどのご質問いただいたときにも答弁したとおりでございます。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 総務部長がそういうふうにまとめていただきましたので、要は結論的には私もそうだと思うのです。それで、そのようなことであれば3月定例会の中では駄目で3月定例会の近辺で処理しなければならなかったことが、今までこうなったからちょっとややこしいことになっているのです。

ただ、教育部長の答弁の中で年割額は超えていませんという答弁がありました。年割額の中の範囲であれば何でもいいかといえ、年割額の中の範囲で使えばほかの年度のものが足りなくなるのです。そうすれば継続費が根本的に変わってくる。だからそこは気をつけてやらなければならないというところは、きちんとやはり認識してもらわなければならないし、先ほどの答弁だとやはり、多分まだ議員の皆さんは納得しないところがあると思います。そこら辺も含めて質問にしなければなりませんので、もう一回だけお願いします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 年割額の範囲内であれば何をしてもいいというのを、それもそうは思っていないので、今、佐藤議員がおっしゃるとおり、その中であれば何でもいいというふうなところは気をつけなければいけないと思いますし、今現在そういうふうに使われているというところですので、その辺は説明の順番等、時期等、しっかりとしていきたいと考えます。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君　　ずっと繰り返してもしょうがないのですけれども、私は本当に確認したいのは、今、教育部長が言ったこと、そしてまたこれから出てくると思います総合評価落札方式の運用につきましても、非常に問題があると思うのです。こういうことをやはり理解しながら、また継続費のこともきちんと考えながら、やはり今の教育委員会の予算だけではなくて、これからあると思う予算執行の中できちんとやっていかなければならないということをややはり総務部長あたりから確認といいますか、もう一度そこら辺をきちんと締めてもらわないと、なかなか私個人的には納得いかないところがあります。

○議　　長　　総務部長。

○総務部長　　おっしゃったことを肝に銘じまして、この工事はまだ終わったわけではございませんので、これからの工事も含めて厳正に対処させていただきますし、これからの工事につきましても、要求水準書の段階からこういった工事が含まれているのか、その工程も含めてよくしっかり吟味した上で議会のほうにお諮りしたいと考えております。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君　　それでは、第 69 号議案に賛成の立場で、会派を代表しまして討論に参加いたします。

今回、我々は休憩動議も挟んで様々な議論をしたところではあります。この件に関しましては 3 月 3 月定例会から若干引きずる部分もあるのですけれども、引きずった理由というのはやはりデザイン・ビルド方式の運用の仕方が若干我々にとって不慣れな部分もあり、我々も慣れない部分の中で、最終的にはこれは何のためにやっているか。子供たちにおいしい給食を届けてあげたいという我々の親心からみんながやっていることであるということは恐らく全員変わらないこと。その変わらないことに対して筋道が若干、執行部側と我々の理解に乖離があったということ。ここを今後すり合わせていかない限り、恐らく複数年度にわたって行われる事業に関して同じようなことが起きていってしまう。これを改めない限り、この議論はなかなか我々にとっても難しい議論になっていってしまうのではないかとこのところではあるのですけれども、最終的に教育部長からの答弁の中で、年度の予算をまたがることはなく範囲内の中で行われていたということ、またその工事の仕方、順序に関しては、委託契約約款の中にある条項の下で業者と執行部側で協議をした上で進めていたという点は今回の質疑の中で明らかになった。それをもって今回賛成という立場で討論に参加しております。

本当に何度も申し上げますが、デザイン・ビルド方式の在り方についてきちんと今後考え

ていきながら、我々は賛成ということにしたいと思います。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 69 号議案 工事請負契約の締結について（六給工第 1 号 南魚沼市統合学校給食センター整備事業）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と叫ぶ者あり〕

反対の声がありますので、起立による採決を行います。

○議 長 本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 69 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は、6 月 9 日月曜日、午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後 4 時 56 分〕